

第2次美郷町過疎地域自立促進計画

平成28年度～32年度

秋 田 県 美 郷 町

目 次

第1章 基本的な事項	1
1 美郷町の概況	1
（1）自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
イ 自然的条件	1
ロ 歴史的条件	1
ハ 社会的条件	2
ニ 経済的条件	2
（2）過疎の状況	3
イ 人口等の動向	3
ロ これまでの対策	3
ハ 現在の課題	4
ニ 今後の見通し	4
（3）社会経済的発展の方向の概要	4
2 人口及び産業の推移と動向	5
（1）人口の推移と今後の見通し	5
イ 人口の増減	5
ロ 人口の構成	6
（2）産業の構造	7
（3）産業別の現況と今後の動向	9
イ 第1次産業	9
ロ 第2次産業	9
ハ 第3次産業	9
3 行財政の状況	10
（1）行政の状況	10
（2）財政の状況	11
（3）施設整備水準等の現況と動向	12
4 地域の自立促進の基本方針	13
（1）町の将来像	13
（2）まちづくりの基本方針	13
イ まちづくり「8つの目標」	14
ロ まちづくり戦略プロジェクト	15
5 計画期間	15

第2章 産業の振興	16
1 産業振興の方針	16
(1) 農林業の振興	16
(2) 地場産業の振興	17
(3) 企業の誘致対策	17
(4) 起業の促進	17
(5) 商業の振興	17
(6) 観光又はレクリエーション	18
2 現況と問題点	18
(1) 農林業の振興	18
(2) 地場産業の振興	19
(3) 企業の誘致対策	19
(4) 起業の促進	20
(5) 商業の振興	20
(6) 観光又はレクリエーション	21
3 その対策	21
(1) 農林業の振興	21
(2) 地場産業の振興	21
(3) 企業の誘致対策	21
(4) 起業の促進	21
(5) 商業の振興	22
(6) 観光又はレクリエーション	22
4 計 画	23
第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	27
1 交通通信体系の整備の方針	27
(1) 道路の整備	27
(2) 交通確保対策	27
(3) 情報化の推進	27
(4) 地域間交流の促進	27
2 現況と問題点	28
(1) 道路の整備	28
(2) 交通確保対策	28
(3) 情報化の推進	28
(4) 地域間交流の促進	29
3 その対策	29

(1) 道路の整備	29
(2) 交通確保対策	29
(3) 情報化の推進	29
(4) 地域間交流の促進	29
4 計 画	30
第4章 生活環境の整備	33
1 生活環境の整備の方針	33
(1) 水道施設の整備	33
(2) 下水処理施設の整備	33
(3) 廃棄物処理施設の整備	33
(4) 消防・救急・防災施設の整備	34
(5) 住宅の整備	34
(6) その他生活環境施設の整備	34
2 現況と問題点	34
(1) 水道施設の整備	34
(2) 下水処理施設の整備	35
(3) 廃棄物処理施設の整備	35
(4) 消防・救急・防災施設の整備	35
(5) 住宅の整備	35
(6) その他生活環境施設の整備	35
3 その対策	36
(1) 水道施設の整備	36
(2) 下水処理施設の整備	36
(3) 廃棄物処理施設の整備	36
(4) 消防・救急・防災施設の整備	36
(5) 住宅の整備	36
(6) その他生活環境施設の整備	37
4 計 画	38
第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	39
1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針	39
(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	39
イ 高齢者福祉	39
ロ 障害者福祉	39
(2) 児童、母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	40
イ 児童福祉	40

□ 母子・父子福祉	4 0
2 現況と問題点	4 0
(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	4 0
イ 高齢者福祉	4 0
□ 障害者福祉	4 0
(2) 児童、母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	4 1
イ 児童福祉	4 1
□ 母子・父子福祉	4 1
3 その対策	4 3
(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	4 3
イ 高齢者福祉	4 3
□ 障害者福祉	4 3
(2) 児童、母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策	4 3
イ 児童福祉	4 3
□ 母子・父子福祉	4 3
4 計 画	4 4
第6章 医療の確保	4 6
1 医療の確保の方針	4 6
(1) 医療の確保対策	4 6
イ 地域医療の充実	4 6
□ 健康生活の推進	4 6
2 現況と問題点	4 6
(1) 医療の確保対策	4 6
イ 地域医療の充実	4 6
□ 健康生活の推進	4 7
3 その対策	4 7
(1) 医療の確保対策	4 7
イ 地域医療の充実	4 7
□ 健康生活の推進	4 7
4 計 画	4 8
第7章 教育の振興	4 9
1 教育の振興の方針	4 9
(1) 公立幼稚園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等	4 9

イ	幼児教育	4 9
ロ	学校教育	4 9
(2)	図書館その他の社会教育施設等の整備等	4 9
イ	社会教育	4 9
ロ	図書館	4 9
ハ	社会体育	5 0
2	現況と問題点	5 0
(1)	公立幼稚園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等	5 0
イ	幼児教育	5 0
ロ	学校教育	5 0
(2)	図書館その他の社会教育施設等の整備等	5 1
イ	社会教育	5 1
ロ	図書館	5 1
ハ	社会体育	5 1
3	その対策	5 2
(1)	公立幼稚園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等	5 2
イ	幼児教育	5 2
ロ	学校教育	5 2
(2)	図書館その他の社会教育施設等の整備等	5 2
イ	社会教育	5 2
ロ	図書館	5 2
ハ	社会体育	5 2
4	計 画	5 3
第8章	地域文化の振興等	5 5
1	地域文化の振興等の方針	5 5
(1)	地域文化の振興等に係る施設の整備等	5 5
2	現況と問題点	5 5
(1)	地域文化の振興等に係る施設の整備等	5 5
3	その対策	5 5
(1)	地域文化の振興等に係る施設の整備等	5 5
4	計 画	5 6
第9章	集落の整備等	5 7
1	集落の整備等の方針	5 7

(1) 集落の再編整備等	5 7
2 現況と問題点	5 7
(1) 集落の再編整備等	5 7
3 その対策	5 7
(1) 集落の再編整備等	5 7
4 計 画	5 7
第10章 その他地域の自立促進に関し必要な事項	5 8
1 公共施設等の整備の方針	5 8
2 現況と問題点	5 8
(1) 公共施設等の整備	5 8
3 その対策	5 8
(1) 公共施設等の整備	5 8
4 計 画	5 8
計 画 過疎地域自立促進特別事業分.....	5 9

第1章 基本的な事項

1 美郷町の概況

(1) 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

イ 自然的条件

本町は、秋田県の南部、仙北平野の南東部に位置し、東は奥羽山脈を境に岩手県、南は横手市、西及び北は大仙市にそれぞれ接している。

町の総面積は、168.36 km²で、東西に14 km、南北に20 kmの広がりを持っている。西側は、標高40mから50mの発達した六郷扇状地の扇端部にあり、豊かな土壌に恵まれた県内有数の穀倉地帯を形成している。

土地の利用形態は、主に宅地、農用地、山林で構成されており、宅地が5.7 km² (3.4%)、農用地が70.1 km² (41.6%)、山林が72.18 km² (42.9%) となっている。また、可住地、非可住地が東西を二分している特徴を持っている。

気候は温暖で、夏は高温多湿、冬は降雪が続き寒暖の差が大きいという特徴を持っている。冬期間の積雪は平均で平野部が150cm前後、山間部では200cm前後に達する。



ロ 歴史的条件

本町の歴史は古く、六郷地区の石名館遺跡、千畑地区の一丈木遺跡、仙南地区の飯詰竪穴群などから縄文時代の土器や石器、住居跡が見つかっており、長い年月にわたって人々が生活していたものと推定されている。平安時代には、律令国家が本州北部の拠点として仙北平野中心部の真山、長森に払田柵を設置した。11世紀には「後三年の役」があり、この古戦場が仙南地区の山本にある西沼であるとされている。鎌倉時代から戦国時代にかけては、六郷氏、本堂氏等が約400年間この地域を支配した。江戸時代には、佐竹藩の治下となり、六郷地区は地域の行政・経済の中核として、千畑地区及び仙南地区は秋田を代表する穀倉地として栄えた。

明治時代になり、明治22年町村制施行とともに千屋村、畑屋村が誕生し、昭和30年3月に千屋村と畑屋村の2村が合併して千畑村となり、昭和61年3月に町制の施行により千畑町となった。六郷町は、明治24年7月に町制を施行し、昭和31年3月に当時の町村合併推進法のもと、旧千畑村鑓田地区の一部を編入した。仙南村は、明治22年の町村制の施行により金沢西根村、飯詰村がそれぞれ発足、昭和31年9月に飯詰村と金沢西根村が合併して仙南村となり、昭和33年4月に横手市金沢地区の一部が分市合併した。

そして、平成の大合併による秋田県第1号として、平成16年11月1日に六郷町、千畑町、仙南村の2町1村が合併して美郷町が誕生した。

ハ 社会的条件

本町は、国道 13 号及び主要地方道角館六郷線を中心に、道路交通が住民生活を営む上で重要な役割を担っており、東部の山沿いや西部の田園地帯にある集落は、特に道路交通の利便性が求められており、主要幹線道路へのアクセス道路の整備や集落間を結ぶ幹線道路の整備を進めている。また、ＪＲ飯詰駅及びＪＲ後三年駅の二つの鉄道駅があり、地域住民の利便性に大きな役割を果たしている。

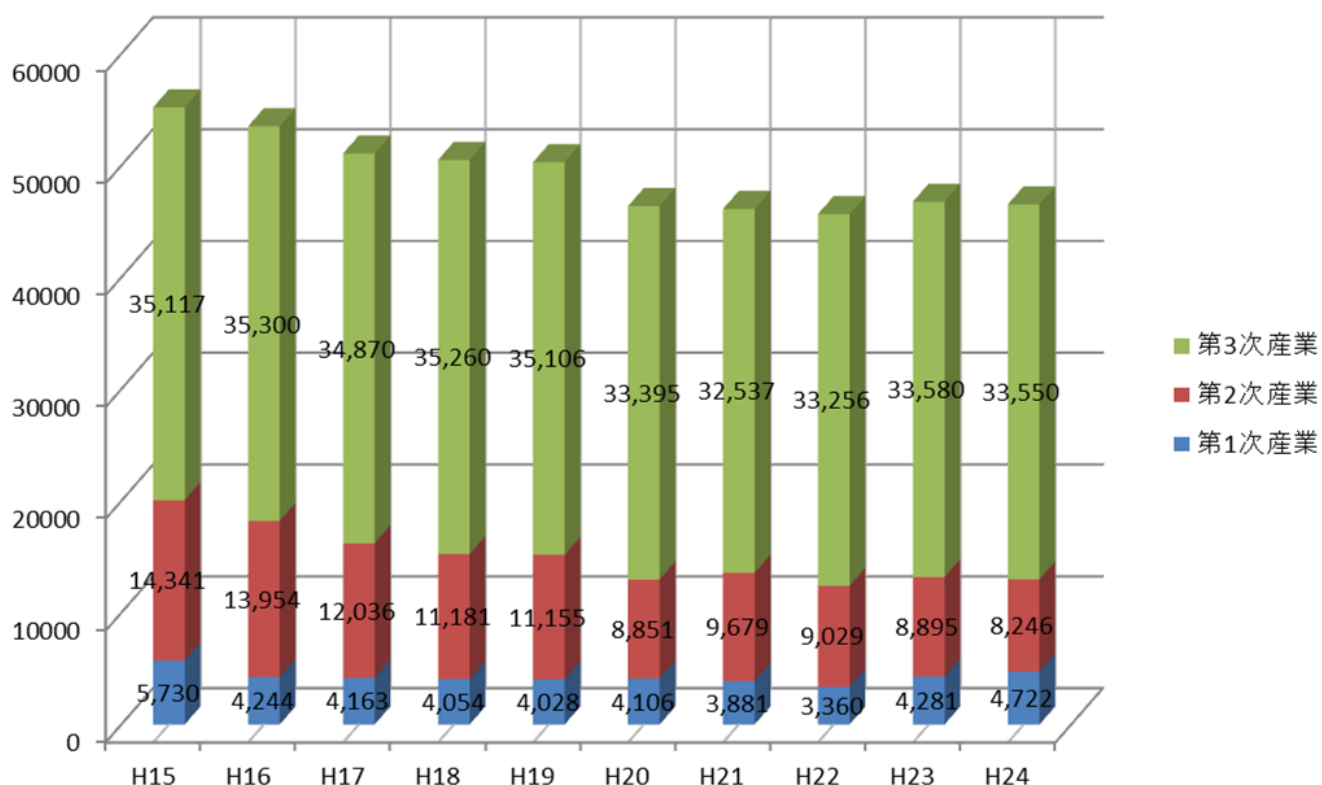
二 経済的条件

本町の総就業者に対する第 1 次産業の就業者の割合は、昭和 35 年の 75.9%から減少を続け、平成 22 年には 17.5%まで減少している。また、第 2 次産業の就業者の割合は、平成 12 年の 35.9%をピークに減少し、平成 22 年には 31.4%となっている。一方、第 3 次産業の就業者の割合は年々増加し、平成 22 年には 51.1%と半数以上を占めるようになり、農業を基幹産業とする本町においても就業構造に大きな変化がみられる。

秋田県市町村民経済計算年報によると、平成 24 年度の町内総生産額は 465 億 1,800 万円で、産業別では第 1 次産業が 47 億 2,200 万円（10.2%）、第 2 次産業が 82 億 4,600 万円（17.7%）、第 3 次産業が 335 億 5,000 万円（72.1%）となっている。これを平成 15 年度と比較すると、第 3 次産業が 4.5%、第 1 次産業が 17.6%、第 2 次産業が 42.5%とそれぞれ減少している。

資料 1－1 美郷町内産業別総生産の推移

（単位：百万円）



（秋田県市町村民経済計算年報）

(2) 過疎の状況

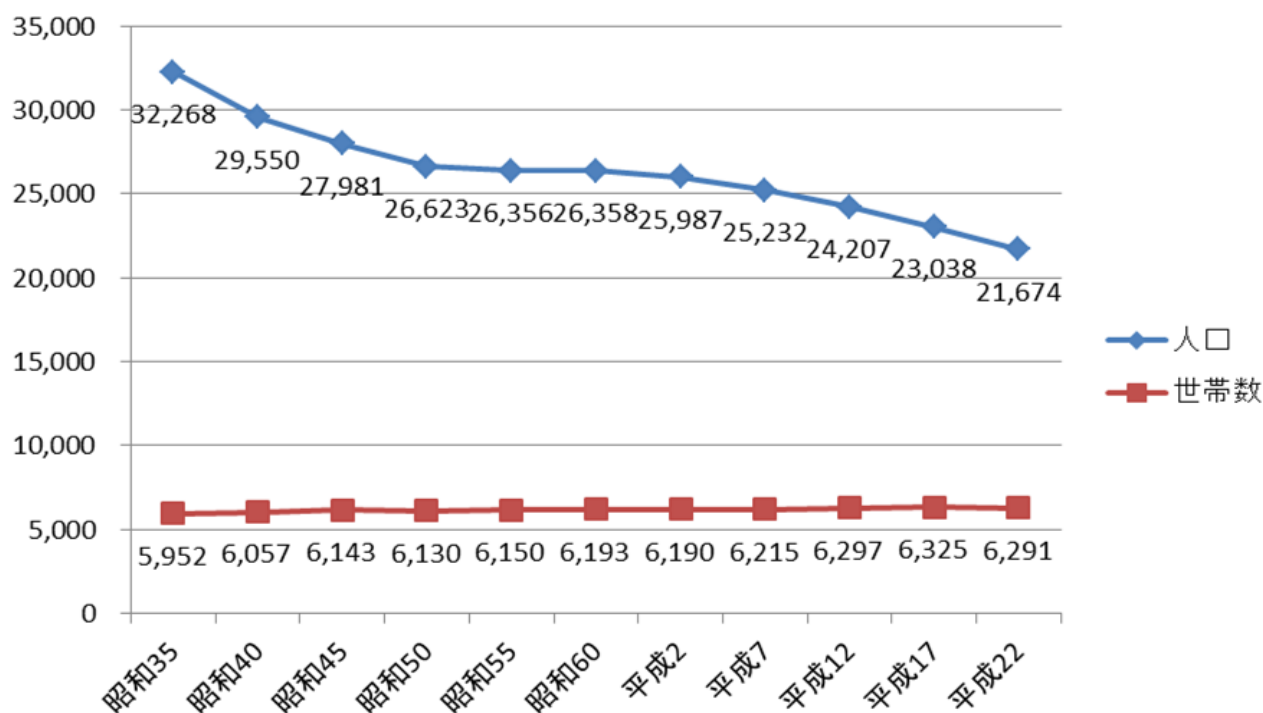
イ 人口等の動向

平成 22 年国勢調査によると、本町の総人口は 21,674 人、総世帯数は 6,291 世帯である。総人口は、昭和 35 年の 32,268 人から減少を続け、この 50 年間で 10,594 人減少している。一方、総世帯数は、昭和 35 年の 5,952 世帯から 50 年間で 339 世帯増加している。

人口減少の主な要因は、人口流出に加え、出生率低下による人口の減少が続いているためであり、特に年少人口及び生産年齢人口が大きく減少し、逆に老年人口の割合は急激な伸びとなっていることから、この傾向は今後も続く予想される。

資料 1－2 人口と世帯数の推移

(単位：人、世帯)



(国勢調査)

ロ これまでの対策

本町は、平成 16 年 11 月 1 日に六郷町、千畑町、仙南村の 2 町 1 村の合併により誕生した。

合併以前は、まちづくりの基本構想を定めた総合計画に基づき、町村道、教育文化施設、老人保健施設、上下水道等の整備を行い、明るく豊かなまちづくりを進めてきた。また、仙南村においては、昭和 55 年の過疎地域振興特別措置法の制定の際に、過疎地域に指定され、人口減少に起因する地域社会の機能低下への対策に取り組んできた。

合併以後は、「美郷町総合計画」(現行は「第 2 次美郷町総合計画」)に基づき、町民の交流・融和を進めながらまちづくりを行っている。しかし、国の構造改革により、地方分権社会への移行の中、地方自治体への権限や事務が委譲される一方で、国・県からの補助制度の見直しにより、厳しい財政状況の中で自立した地方自治体へと変革していかなければならない状況にある。また、平成 22 年の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、過疎地域に指定されたことから、産業の振興や生活環境の整備等、住民の暮らしを守る様々な過疎対策に取り組んでいる。

ハ 現在の課題

近年の過疎化現象は、「社会減」に加え、「自然減」により、自治活動の低下が懸念される集落が見込まれ、これら集落において自治機能の低下を防ぐため、自主自発的な活動を助長する活性化対策が緊急の課題となっている。本町の基幹産業である農業については、農業就業者の減少と高齢化、担い手不足などから、地域資源を活用した商品開発やブランド化や新規就農希望者及び担い手農業者の経営強化への支援が課題として挙げられる。商工業についても、企業収益の低迷と雇用環境の悪化など、厳しい状況が続いており、企業誘致や起業支援による商工業の振興が課題となっている。また、住民生活や観光資源に欠かせない水環境の保全へと取り組んでいく必要がある一方、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を始め、全国各地で頻発する自然災害への危機意識から、災害に強いまちづくりが求められている。そのほか、光ファイバー高速通信エリアの拡大や一部携帯電話の不感・難通話地域の解消など、地域においても高度情報化社会のメリットを享受できる情報インフラの整備が望まれている。

ニ 今後の見通し

これまでは、道路、上下水道をはじめとする生活環境の整備、地域資源の活用、地場産業の振興及び企業誘致による雇用の場の創出などの諸施策を積極的に進めてきたが、依然として人口減少に歯止めがかからず、この傾向は今後も続くものと思われる。今後は、若年層の流出、出生数の低下、人口の高齢化といった過疎化現象のもとで、町民ニーズに対応した社会資本の整備や行政サービスの提供のため、地域の特色を活かした魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

(3) 社会経済的発展の方向の概要

本町の産業は、稲作を中心とした農業が基幹産業として大きな役割を果たしている。しかし、稲作の生産調整や農産物の輸入自由化など農業を取り巻く環境は年々厳しさを増し、さらに就業者の高齢化が進むなど、後継者不足が深刻な問題となっている。今後は、従来の農業経営から脱却し、経営体として集落営農化や法人化を進め、作目の複合化に取り組み、優良産地化の形成やブランド米生産体制の強化など高生産・高付加価値化を推進し、将来を支える若者にとって魅力ある農業へ転換する必要がある。

工業については、景況悪化に伴う雇用状況を含め厳しい環境にある。このような状況の中、既存企業では、技術開発や生産体制の見直しにより経営の安定化対策を行っている。今後は、町内企業に対する経営安定化のための支援を継続するとともに、企業誘致環境を整え、新規企業の誘致や起業家への支援を行っていく必要がある。

商業については、町近隣への大型小売店の進出などにより、中心商店街の空洞化が深刻な問題となっており、町ホームページを活用した空き店舗等の情報提供、空き店舗等を活用した事業展開に対する支援など空き店舗対策を推進し、商店街の活性化を図っていく必要がある。

観光・交流については、近隣市町村と広域にわたる観光PRを行っているものの、大きな観光地の間で通過型観光となっていることや自治体や企業との交流を図っているが、行政レベルで留まっていることなどが課題である。今後は滞在型の観光プログラムの検討や民間レベルでの交流による人とモノの交流を推進していく必要がある。

今後は、基幹産業である農業振興に加え、工業、商業と連携することで、地域の特色を活か

した新商品や新サービスの開発に取り組み、地販地消による地元購買率の向上や雇用の確保、生産の拡大などで地域経済の活性化に結びつけていく。また、自治体や企業などとの連携に重きを置き、自然、歴史、文化などの地域特性や既存資源を活かした観光やイベントを推進することで多様な交流を通した町のにぎわいを創出していく。

2 人口及び産業の推移と動向

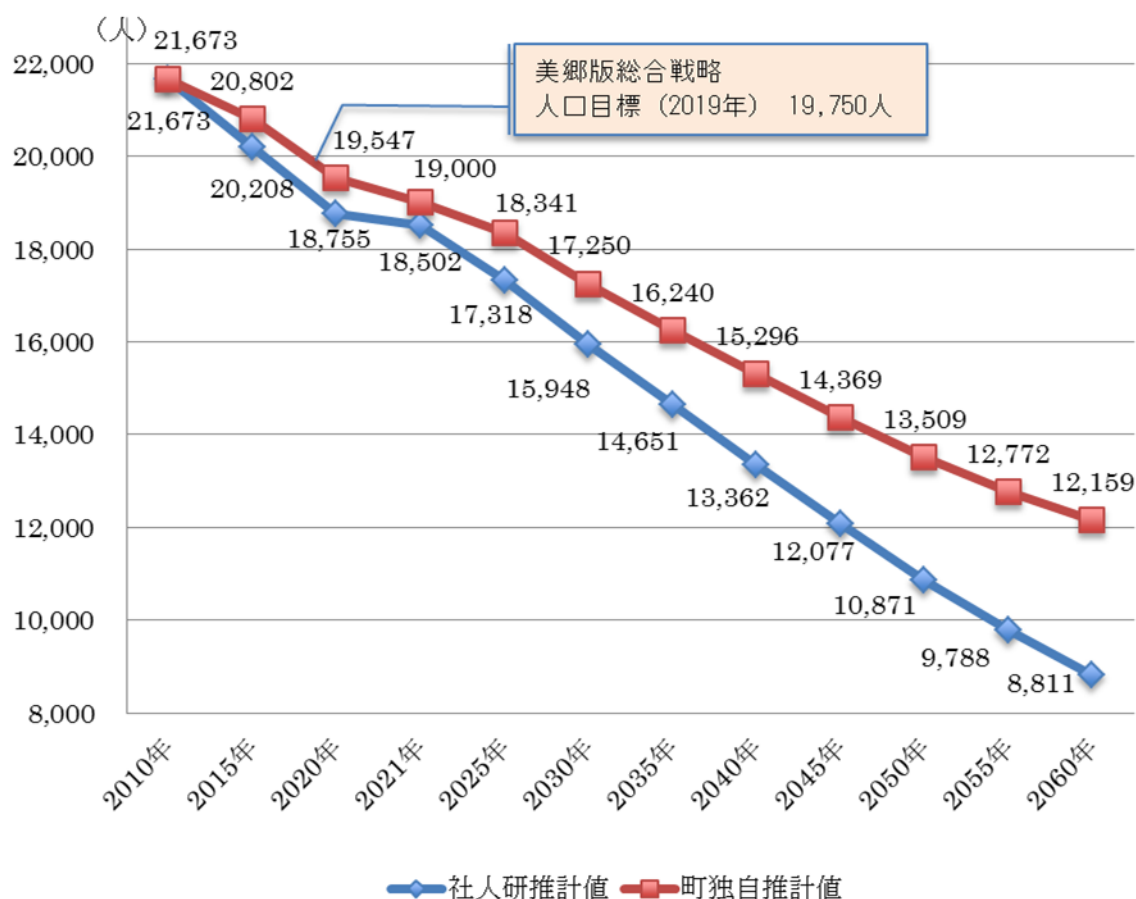
(1) 人口の推移と今後の見通し

イ 人口の増減

本町の人口は、昭和 35 年には 32,268 人であったが、町外への人口流出や出生率の低下に伴う自然減などにより減少を続け、平成 22 年の国勢調査では 21,674 人となっている。昭和 35 年から平成 22 年までの 50 年間で 10,594 人、率にして 32.8%の減少となっている。

近年は、若者の流出とそれに伴う出生率の低下により、人口減少率が大きくなっており、このままで推移すると、平成 32 年の人口は 19,547 人と予測されている。

資料 1－3 人口の将来展望



(美郷町総合戦略)

ロ 人口の構成

昭和 35 年から平成 22 年までの年齢別人口及び構成比を見ると、0 歳から 14 歳までの年少人口は、11,280 人 (35.0%) から 2,369 人 (10.9%) と減少している。15 歳から 64 歳までの生産年齢人口は、19,375 人 (60.0%) から 12,453 人 (57.5%) と減少している。65 歳以上の老年人口は、1,613 人 (5.0%) から 6,851 人 (31.6%) と人口、構成比ともに増加している。

表 1-1 (1) 人口の推移

(単位：人、%)

区 分	昭和35年	昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	32,268	29,550	△ 8.4	27,981	△ 5.3	26,623	△ 4.9	26,356	△ 1.0
0歳～14歳	11,280	8,759	△ 22.3	6,609	△ 24.5	5,448	△ 17.6	5,006	△ 8.1
15歳～64歳	19,375	18,951	△ 2.2	19,094	0.8	18,428	△ 3.5	18,100	△ 1.8
うち15歳～29歳(a)	7,431	6,386	△ 14.1	6,327	△ 0.9	5,684	△ 10.2	5,062	△ 10.9
65歳以上(b)	1,613	1,840	14.1	2,278	23.8	2,747	20.6	3,250	18.3
(a) / 総数 若年者比率	23.0	21.6	—	22.6	—	21.3	—	19.2	—
(b) / 総数 高齢者比率	5.0	6.2	—	8.1	—	10.3	—	12.3	—

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	26,358	0.0	25,987	△ 1.4	25,232	△ 2.9	24,207	△ 4.1	23,038	△ 4.8
0歳～14歳	4,980	△ 0.5	4,719	△ 5.2	4,063	△ 13.9	3,337	△ 17.9	2,767	△ 17.1
15歳～64歳	17,509	△ 3.3	16,700	△ 4.6	15,544	△ 6.9	14,434	△ 7.1	13,433	△ 6.9
うち15歳～29歳(a)	4,176	△ 17.5	3,563	△ 14.7	3,429	△ 3.8	3,387	△ 1.2	3,135	△ 7.4
65歳以上(b)	3,869	19.0	4,568	18.1	5,625	23.1	6,431	14.3	6,831	6.2
(a) / 総数 若年者比率	15.8	—	13.7	—	13.6	—	14.0	—	13.6	—
(b) / 総数 高齢者比率	14.7	—	17.6	—	22.3	—	26.6	—	29.7	—

区分	平成22年	
	実数	増減率
総数	21,674	△ 5.9
0歳～14歳	2,369	△ 14.4
15歳～64歳	12,453	△ 7.3
うち15歳～29歳(a)	2,571	△ 18.0
65歳以上(b)	6,851	0.3
(a) / 総数 若年者比率	11.9	—
(b) / 総数 高齢者比率	31.6	—

(国勢調査)

表 1-1 (2) 人口の推移

(単位：人、%)

区 分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数	25,006	—	23,822	—	△ 4.7	22,720	—	△ 4.6
男	12,005	48.0	11,393	47.8	△ 5.1	10,803	47.5	△ 5.2
女	13,001	52.0	12,429	52.2	△ 4.4	11,917	52.5	△ 4.1

区 分	平成26年3月31日			平成27年3月31日		
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総 数 (外国人住民除く)	21,093	—	△ 7.2	20,754	—	△ 1.6
男 (外国人住民除く)	9,959	47.2	△ 7.8	9,818	47.2	△ 1.4
女 (外国人住民除く)	11,134	52.8	△ 6.6	10,936	52.5	△ 1.8
参 考 男(外国人住民)	11	17.7	—	5	10.4	△ 54.5
参 考 女(外国人住民)	51	82.3	—	43	89.6	△ 15.7

(住民基本台帳)

(2) 産業の構造

本町の就業人口は、昭和 35 年には 16,667 人であったが、平成 22 年には 10,881 人と、この 50 年間で 5,786 人、率にして 34.7%減少している。

産業別就業人口及び構成比の推移を見ると、第 1 次産業の就業人口は、平成 2 年には 4,465 人 (31.9%) であったが、平成 22 年は 1,904 人 (17.5%) と大きく減少している。同様に、第 2 次産業の就業人口も、平成 2 年の 4,584 人 (32.8%) から平成 22 年には 3,411 人 (31.4%) と減少している。一方、第 3 次産業の就業人口は平成 2 年の 4,940 人 (35.3%) から平成 22 年には 5,557 人 (51.1%) と増加しており、本町の就業構造が社会情勢の変革に伴い、この 20 年間で大きく変化している。

就業者の多くは、町内や通勤可能な近隣市の製造業、サービス業に就労しており、平成 24 年度産業別総生産額の割合は、第 1 次産業が 10.2%、第 2 次産業が 17.7%、第 3 次産業が 72.1%となっている。

表 1－1（3） 産業別人口の動向

(単位：人、％)

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	16,667		15,499	△ 7.0	15,941	2.9	14,932	△ 6.3	14,281	△ 4.4
第1次産業 就業人口比率	75.9		73.1	—	68.6	—	61.0	—	45.8	—
第2次産業 就業人口比率	6.2		6.5	—	9.5	—	12.4	—	21.5	—
第3次産業 就業人口比率	17.9		20.4	—	21.9	—	26.5	—	32.6	—

区 分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	14,193	△ 0.6	13,994	△ 1.4	13,192	△ 5.3	12,636	△ 4.2	12,144	△ 3.9
第1次産業 就業人口比率	41.0	—	31.9	—	25.1	—	19.9	—	20.8	—
第2次産業 就業人口比率	26.0	—	32.8	—	34.6	—	35.9	—	32.6	—
第3次産業 就業人口比率	33.0	—	35.3	—	40.3	—	44.1	—	46.3	—

区 分	平成22年	
	実数	増減率
総 数	10,881	△ 10.4
第1次産業 就業人口比率	17.5	—
第2次産業 就業人口比率	31.4	—
第3次産業 就業人口比率	51.1	—

(国勢調査)

(3) 産業別の現況と今後の動向

イ 第1次産業

第1次産業の就業者数は、平成12年から平成22年までの10年間で2,510人から1,904人と606人、24.1%減少している。

農林業センサスによると、販売農家数は、平成12年から平成22年までの10年間で3,112戸から1,749戸と1,363戸減少しており、農業就業人口も4,158人から2,448人と1,710人減少している。専業・兼業別では、専業農家が205戸から223戸と18戸増加しているが、第1種兼業農家が580戸から374戸と206戸減少、第2種兼業農家も2,327戸から1,152戸と1,175戸減少している。また、秋田県市町村民経済計算年報によると、第1次産業の総生産額は、平成15年度から平成24年度の間で57億3,000万円から47億2,200万円と10億800万円、17.6%の大幅な減少となっている。

昨今の農林業については、農林生産物価格の低迷や就業者の高齢化及び後継者不足等により厳しい状況にある中、特に農業については、経営体として法人化、優良産地化の形成やブランド米生産体制の強化など高生産・高付加価値化を推進し、若者にとって魅力ある農業へ転換を図る必要がある。

ロ 第2次産業

第2次産業の就業者数は、景気低迷による地方経済の後退により、平成12年から平成22年までの10年間で4,539人から3,411人と1,128人、24.9%減少している。

工業統計調査によると、事業所数は、平成11年から平成25年の間で73事業所から54事業所に減少しており、製造品出荷額も221億8,746万円から118億5,151万円と大きく減少している。また、秋田県市町村民経済計算年報によると、第2次産業の総生産額は、平成15年度から平成24年度の間で143億4,100万円から82億4,600万円と60億9,500万円、42.5%の減少となっている。主な要因は、製造業が40億1,600万円、建設業が20億1,200円の大幅な減少となっている。

近年は、都市と地方の経済格差に伴う地方経済の厳しい現状が、建設業・製造業へ影響していることから、町内企業の経営の安定化への支援や企業誘致環境を整え、新規企業の誘致を図っていく必要がある。

ハ 第3次産業

第3次産業の就業者数は、平成12年から平成22年までの10年間で5,574人から5,557人と17人、0.3%の減少となっている。

事業所・企業統計調査によると、卸売・小売業などサービス業関連の事業所数は、平成13年から平成24年の間で794事業所から605事業所に減少している。また、秋田県市町村民経済計算年報によると、第3次産業の総生産額は、平成15年度から平成24年度の間で351億1,700万円から335億5,000万円と15億6,700万円、4.5%の減少となっている。

第3次産業については、個人消費の動向が大きく影響を受ける分野であり、地元購買力の低下、特に個人商店の厳しい状況を踏まえ、地販地消（町内で生産・製造された商品を町内で消費すること）による地元購買率の向上や空き店舗対策を推進し、商店街の活性化を図っていく必要がある。

3 行財政の状況

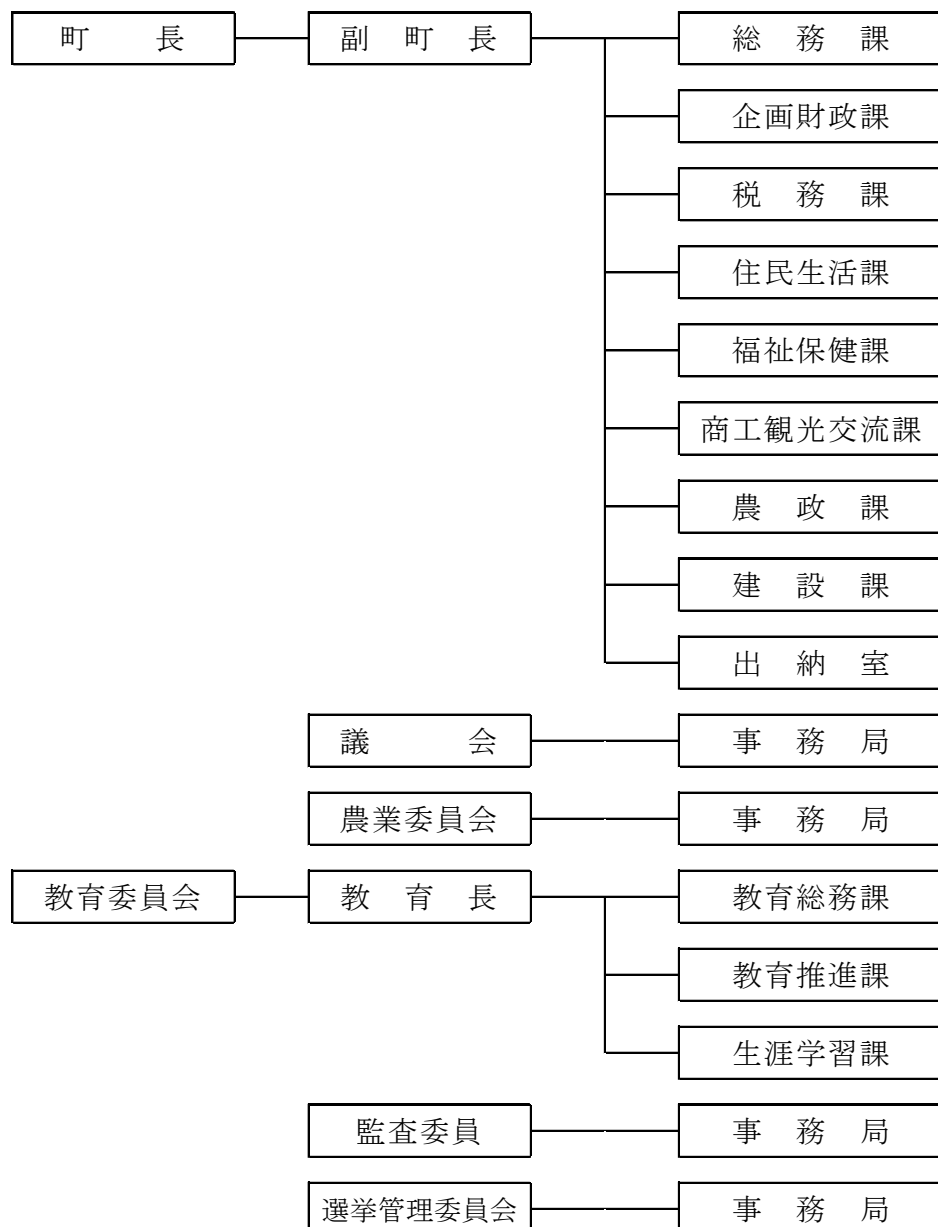
(1) 行政の状況

本町は、六郷・千畑・仙南の3庁舎による分庁方式でスタートしたが、平成22年1月から千畑庁舎を本庁舎とし、出張所を六郷地区、仙南地区に設置するなど行政組織の簡素化、事務管理の効率的運営の見直しに加え、公共施設の再編統合を行った。

今後は、「美郷町行政経営プラン」に基づく効率的な行政運営の推進や「第2次美郷町定員適正化計画」に基づく職員数の適正管理等により、一層の行財政改革に取り組む。また、多種多様化する行政需要に対応するため、職員研修や国や他機関との人事交流の実施等により資質向上に努め、さらなる行政サービス水準の向上を図る。

広域行政については、大曲仙北広域市町村圏組合、大仙美郷環境事業組合、大仙美郷介護福祉組合などの一部事務組合、秋田県後期高齢者広域連合との事務共同処理を継続していく。

美郷町行政機構図 ※平成27年4月1日現在



(2) 財政の状況

各決算年度の普通会計の歳入全体に占める一般財源の割合は、平成12年度67.0%、平成17年度54.8%、平成20年度63.1%、平成24年度70.4%となっている。また、地方交付税や地方債などの依存財源の割合は、平成12年度77.6%、平成17年度71.7%、平成20年度73.6%、平成24年度79.2%となっている。

地方債については、町村合併後は「美郷町新町建設計画」に基づき、道路や公共施設などの整備を計画的に行ってきたが、平成19年度の実質公債費比率が19.5%となり、「美郷町公債費負担適正化計画」を策定した。その後、平成20年度の実質公債費比率は19.4%、平成21年度は18.3%、平成22年度は14.2%、平成25年度は10.5%まで減少している。今後は、平成27年度から段階的にはじまった普通交付税一本算定を見据え、平成26年度から5年間にわたって検討を進める財政健全化の取り組みにより、計画的な歳出削減を行っていく。過疎対策にあたっては、若年層の流出、出生数の低下、人口の高齢化といった過疎化現象のもとで、町民ニーズに対応した魅力あるまちづくりを進めていく必要がある。

表1-2(1) 財政の状況

(単位：千円)

区 分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成25年度
歳 入 総 額 A	13,188,870	13,264,118	12,229,519	12,371,777
一般財源	8,833,180	7,269,678	8,748,864	8,831,663
国庫支出金	402,795	891,730	1,102,918	1,105,973
都道府県支出金	835,093	692,386	601,025	617,628
地方債	1,196,200	1,667,300	1,180,000	1,046,400
うち過疎債	256,800	—	185,900	267,300
その他	1,921,602	2,743,024	596,712	770,113
歳 出 総 額 B	12,402,837	12,407,148	11,825,298	11,949,015
義務的経費	4,923,861	5,002,098	5,083,250	4,905,481
投資的経費	2,864,599	1,996,438	1,781,403	1,847,364
うち普通建設事業費	2,864,586	1,995,984	1,781,375	1,780,556
その他	4,309,264	5,091,458	4,708,283	5,032,521
過疎対策事業費	305,113	317,154	252,362	163,649
歳入歳出差引額 C (A - B)	786,033	856,970	404,221	422,762
翌年度へ繰越すべき財源 D	77,066	150,255	68,106	33,237
実 質 収 支 C - D	708,967	706,715	336,115	389,525
財政力指数	0.203	0.252	0.270	0.250
公債費負担比率	18.70%	17.50%	21.70%	21.00%
実質公債費比率	—	16.10%	14.20%	10.50%
起債制限比率	9.90%	12.40%	11.00%	6.20%
経常収支比率	79.40%	96.10%	86.40%	86.20%
将来負担比率	—	—	66.60%	9.90%
地方債現在高	13,671,268	16,578,132	14,062,756	12,351,577

(決算統計)

(3) 施設整備水準等の現況と動向

本町の主要公共施設等の整備状況は、合併後の総合計画に基づき旧町村間の施設整備水準の格差解消を主眼に進めてきた。その中で道路は、町内の地域間交流の促進、救急自動車の不通路線の解消など利便性・安全性の向上を図るために整備を進めてきた結果、改良率・舗装率は順調に推移している。上下水道の整備についても順調に推移しているものの、水道未普及地域の解消には至っていない。今後は、将来的に水量や水質に不安のある水道未普及地域への簡易水道の整備とともに、既設の簡易水道や公共下水道への接続率が伸び悩んでいることから水道普及率・水洗化率のさらなる向上が課題である。

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末
市町村道					
改良率 (%)	21.2	29.7	38.0	44.7	48.3
舗装率 (%)	1.3	17.5	34.5	43.1	45.8
農道					
延長 (m)	—	26,835.0	12,237.0	10,688.0	7,105.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—	4.0	1.8	1.6	—
林道					
延長 (m)	—	31,681.0	20,241.0	19,399.0	18,169.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	—	26.0	12.9	10.0	—
水道普及率 (%)	—	36.6	46.6	51.3	51.3
水洗化率 (%)	—	—	2.9	26.7	59.8
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.7	1.6	1.4	0.8	0.7

区 分	平成25 年度末
市町村道	
改良率 (%)	57.8
舗装率 (%)	49.1
農道	
延長 (m)	7,105.0
耕地1ha当たり農道延長 (m)	—
林道	
延長 (m)	18,169.0
林野1ha当たり林道延長 (m)	—
水道普及率 (%)	52.6
水洗化率 (%)	65.9
人口千人当たり病院、 診療所の病床数 (床)	0.7

4 地域の自立促進の基本方針

(1) 町の将来像

本町は、平成 27 年 3 月に第 2 次美郷町総合計画を策定し、町の将来像を『いやしの郷・にぎわいの郷 豊かさを実感できるまち 美郷』として、住民一人ひとりが「わがまち美郷」にさらに誇りを持てるまちづくりを目指している。

(2) まちづくりの基本方針

本町は、平成 22 年 3 月の過疎地域自立促進特別措置法の改正により、新たに過疎地域となったが、従来から人口減少と少子高齢化の進行、若年層の流出による農業をはじめとする地域産業の後継者不足、集落間の相互扶助機能の低下といった諸問題を抱えており、その解決策として、地域産業の振興、土地利用及び施設整備、友好都市との交流促進、町民と行政との協働参画によるまちづくりへの重点的な取り組みを推進する。

地域産業の振興については、美郷米をはじめとする農畜産物の高生産、高付加価値化を推進するとともに、これらを原料とした食品加工等の新商品の開発・販売により地場産業の振興を図り、所得の増加と雇用の拡大を目指す。

土地利用及び施設整備については、農地の基盤整備等により土地の有効活用を図るとともに、水源涵養保安林への植樹等を通じて豊かな自然環境の持つ多様な公益的機能の発揮を図る。また、「美郷町公共施設再編計画」に基づく公共施設の再整備や「美郷町学校再編計画」に基づく統合小中学校の改修等により既存施設の有効活用を目指す。

友好都市との交流促進については、東京都大田区をはじめとする友好都市との地域間交流の促進、グリーンツーリズムの推進、観光の振興等により交流人口を拡大させることで、人口減少の影響を緩和し、地域の活性化を図る。

町民と行政との協働参画によるまちづくりについては、今後、地方分権社会の進行に伴い、地方自治体が主体性を発揮し、地域の特色を活かしたまちづくりを実践していくことが必要である。住民団体やNPO団体等を活用した町民と行政との協働参画によるまちづくりを推進し、施策の実施に対する町民の積極的参加を図る。

今後の地域の自立促進にあたっては、美郷町総合計画における将来像の実現の向け、美郷町総合計画の基本構想に定めるまちづくり「8つの目標」をまちづくりの基本方針とする。また、第 2 次美郷町総合計画（平成 27 年 3 月策定）に基づいた基本施策と重点施策（みさとリーディングプロジェクト）を推進していくことにより自立したまちを目指す。

イ まちづくり「8つの目標」

美郷町の将来像『いやしの郷・にぎわいの郷 豊かさを実感できるまち 美郷』の実現に向けて、その方向性を示すための「8つの目標」を掲げ、まちづくりを進める。

● 生活がうるおう ～ 快適さを実感できるまち
まちの利便性を高める交通体系の整備、良好な生活を営むための上下水道等の整備普及、老朽化が進む町営住宅や空き家の適正な管理、住環境の整備や冬季の交通の確保等、暮らしやすい社会をつくるため、生活基盤を充実させ、快適さを実感できるまちを目指す。
● 自然がかがやく ～ 豊かな環境が広がるまち
環境を守り、地下水をはじめとした資源を大切にす気持ちと醸成するとともに、ゴミの減量化や資源化を図るため、廃棄物のリデュース、リユース、リサイクルを推進することで公害の防止と自然環境の保全に努め、豊かな環境が広がるまちを目指す。
● 心身がやすらぐ ～ 豊かな心で健やかに過ごせるまち
住民が健康でいきいきと生活できるために、セルフケアによる健康づくり活動を推進するとともに、関係機関や地域が連携し在宅高齢者を支える地域包括ケアの体制を構築し、地域福祉力を向上させることで、豊かな心で健やかに過ごせるまちを目指す。
● 喜びがひろがる ～ 豊かで活力を生み育むまち
住民が学ぶ喜びを感じ、生きがいをもって生活できるため、生涯学習やスポーツ活動を推進するとともに、次代を担う子供たちが「確かな学力」と「心豊かな人間性」を身に着けるため、充実した学校教育活動を推進することで豊かで活力を生み育むまちを目指す。
● 人がふれあう ～ 交流でにぎわいと笑顔あふれるまち
多様な交流を通して町のにぎわいを創出するため、自然、歴史、文化などの地域特性や既存資源を生かした観光やイベント、自治体や企業等との交流・連携を推進することで、交流でにぎわいと笑顔あふれるまちを目指す。
● 活力がうまれる ～ 活力と働くよろこびが満ちるまち
基幹産業である農業所得を向上させるため、こだわりの生産環境や販売環境を整備するとともに、地域経済の活性化のため、企業誘致等による工業の振興や特産品の開発・販売等による商業の振興、雇用の拡大を推進することで活力と働くよろこびが満ちるまちを目指す。
● 共助がねづく ～ 快適で安全・安心に暮らせるまち
住民の尊い生命と大切な財産を守るために、防災・防火体制を充実させていく。交差点等の改良や危険空き家対策等を推進することで、日常生活上の安全を向上させ、快適で安全・安心に暮らせるまちを目指す。
● 協働ですすむ ～ 安定した行政経営のまち
協働のまちづくりのため、各種施策に若い世代や女性等の幅広い考え方を反映させ、充実した行政情報の提供と住民活動の支援を推進するとともに、長期的視点に立った堅実な行政経営と健全な財政運営を推進することで安定した行政経営のまちを目指す。

ロ みさとリーディングプロジェクト

第2次美郷町総合計画の中で、新たに「みさとリーディングプロジェクト」を位置付けし、重点的に取り組む事業施策をプロジェクト事業として推進する。

● 豊かさ実感プロジェクト
水環境保全・保護やごみの減量化と再資源化の推進、セルフケアの推進や在宅高齢者支援の向上による「環境保全」と「福祉向上」で豊かさ実感できるまちを目指す。
● 快適実感プロジェクト
安全で安定した水の供給や生活圏道路の整備の推進、町営住宅施策、空き家対策及び防災対策の推進を行うことで、「生活基盤整備」と「安全安心確保」で、快適に暮らせるまちを目指す。
● 活力創出プロジェクト
国際教育やふるさと教育・キャリア教育の充実、こだわりの生産環境の創出、地販地消・地産外商及び企業支援の推進を行うことで、「ひとづくり」と「モノづくり」で、活力が生まれるまちを目指す。
● 交流促進プロジェクト
滞在型観光や都市農村交流、友好・民間交流、多様な定住の推進及び文化財保存・啓発の推進を行うことで、「ひとの集い」と「ひとのふれあい」で、人がつながるまちを目指す。

このほか、過疎地域自立促進特別事業（ソフト事業）として、橋梁長寿命化事業における橋梁点検・修繕計画策定業務や美郷町地域公共交通活性化再生協議会による予約制乗合タクシー運行事業、ふれあい安心電話事業等を実施する。

5 計画期間

計画期間は、平成28年4月1日から平成33年3月31日までとする。また、今後の過疎の状況等を踏まえながら計画の見直しを行っていく。

第2章 産 業 の 振 興

1 産業振興の方針

少子高齢化の根本的な対策は、産業の振興であり、地域の担い手となる若者が、魅力ある就業の場で安定した所得を得ることができる環境づくりが重要である。

本町の基幹産業は稲作を主とした農業であることから、圏域の内外を問わず消費者・市場のニーズに対応した安全で安心な優良農畜産物の生産・販売が必要である。従って、地域の特性に応じた農畜産物の生産性を高め、高付加価値化を推進する。また、これらを原料とし、豊かな水資源環境を活かした売れる商品の開発・販売により食品加工等の地場産業の振興を図る。こうした物産振興と地域が持つ美しい自然・歴史環境を活用したグリーンツーリズムによる滞在型の観光振興を推進する。さらに、企業誘致対策による雇用の場の創出を促進する。

本町は平成 27 年 3 月に「第 2 次美郷町地販地消・地産外商推進計画」を制定し、地元で生産、加工、製品化された安全・安心な町内産品を、地元の消費者が購入し消費することで、町内循環型経済社会の構築を進めるとともに、町外における町内生産品等の流通並びに販売促進という概念を取り入れて事業を展開している。そこで、地域経済を支えている農業者、製造者、販売者及び消費者（町民）がそれぞれの立場から町内販売品等の地域内流通、町内生産品等の地域外での流通及び消費の重要性を再認識することにより、美郷まるごとブランドとしての商品価値を高め、町内の地域産業資源を積極的に活用した新商品や新サービスの開発を行い、食糧自給や地元購買率の向上、雇用の確保、町外での流通経路の確保並びに販売につなげる取り組みを重点的に推進する。

（1）農林業の振興

農業の振興については、平成 30 年産以降国からの米の生産数量目標配分廃止に伴い、生産者自らの経営判断・販売戦略に基づいて需要に応じた生産ができるよう、担い手の確保・育成、農地利用の集積・集約化、これを受けての農産・畜産振興、これらを原料とする加工・販売の促進を図る。

担い手の確保・育成については、認定農業者や地域の中心となる経営体（集落営農や農業法人等）をはじめ、女性農業者、新規就農者等が、それぞれの経営規模や労働力等に応じて地域農業を担うよう支援する。

農地の有効活用については、生産基盤の効率的な活用を促進するため、計画的な大区画ほ場整備や多面的機能支払交付金等による土地改良施設の保全管理を行う。また、優良農地の確保と活用を促進するため、休耕田の増加を抑制するとともに、耕作放棄地の防止や解消対策に取り組む。

農産・畜産振興については、安全・安心な農畜産物を求める消費者志向の高まりの中で、町堆肥センターの堆肥を活かした資源循環型によるこだわりの「美郷米」や、野菜・花き等の「美郷ブランド品目」の生産拡大を促進するほか、優良牛の飼育を奨励する。また、家畜排泄物の適正かつ円滑な処理を図るため、町堆肥センター及びアクティセンターの施設状況を踏まえながら一体的運用並びに効率的活用に取り組む。

加工・販売促進については、地産地消活動を推進するため、町直売ネットワーク協議会等の

各団体の連携強化を図る。また、付加価値型の経営を推進するため、地場産の農畜産物を活かした新たな加工品・特産品の開発や販売促進を支援するなど、売れる商品づくりに取り組み、流通業者や地域間交流団体等と連携し、大消費地に向けて美郷ブランドの売り込みを強化する。

林業の振興については、森林が有する多面的機能の高度発揮と地域林業の育成を図るため、除間伐や林道・作業道の整備を行い、効率的な林業生産体制の整備を進めるとともに、町有林の保育間伐や水源涵養保安林の保全等の森林保全事業を実施する。また、松くい虫対策として、松枯れ被害を抑制するための防除など、重点地域での適切な病虫害対策を実施する。

(2) 地場産業の振興

地場産業の振興については、付加価値型の経営を推進するため、薬用植物を始めとした地場産の農畜産物や豊かな水資源など、地域の特色を活かした新たな加工品・特産品の開発を支援し、売れる商品づくりを進める。また、流通業者や地域間交流団体等と連携し、大消費地に向けて美郷ブランドの売り込みを強化する。

また、依然として、厳しい雇用情勢に対応するため、若年者の地元就職並びに就業定着を目的とし、町内事業者に対する人材育成支援を実施するほか、美郷町への新しい人の流れをつくるために、町外からの人材雇用に取り組む。

(3) 企業の誘致対策

企業の誘致対策については、雇用の拡大や若者の定住促進など、地域の活性化に大きな効果が期待できることから、県企業誘致推進協議会と連携し、首都圏等の企業に対する誘致活動を展開する。また、町企業誘致条例による優遇措置を継続するとともに、空き工場や町有未利用財産等を活用した企業立地条件の促進に取り組む。

(4) 起業の促進

起業の促進については、用地取得費の助成や奨励措置による新規企業立地の促進に取り組む。また、地域資源を活用した新製品の開発や新事業の展開などの、企業に対する支援を推進する。

(5) 商業の振興

商業の振興については、商業振興団体への支援、商店街活性化のための総合的支援、各種物産展への支援を推進する。

商業振興団体への支援については、美郷町商工業振興ビジョンの具現化を図るため、地域に密着し、きめ細かな経営支援を行うことで、商業振興団体の経営改善を促進する。

商店街活性化のための総合的支援については、商業活動の活性化と地元購買率の向上を図るため、美郷町地販地消推進条例に基づき、異業種や農商工の連携強化、売れる商品の開発支援、地域で取り扱っている商品のPR、地域内流通の販路拡大や消費者の視点に立った商業活動の促進等の取り組みを展開する。また、商店街の賑わいを創出するため、町ホームページを活用した空き店舗等の情報提供、空き店舗等を活用した事業展開に対する支援及びイベント開催など空き店舗の解消対策に取り組む。

各種物産展への支援については、商業意欲の高揚を図るため、イベントや地域間交流等を通

じ、地域資源の情報発信をするとともに、町内事業者等の積極的な参加と出展の促進、多様な機会の提供に取り組む。

(6) 観光又はレクリエーション

観光振興については、観光圏域が点から線へ、そして面（エリア）へと変化していることから、隣接市町村等と連携した広域観光圏構想及びイベントや温泉施設との連携による通年型観光地の形成を推進するとともに、町独自の魅力ある観光ルートの創出、町の花ラベンダーを活用した新たな特産品の開発など、伝統行事を始めとした豊かな観光資源を積極的に活用した観光の振興に取り組む。また、観光地や観光施設等の案内としてイベント情報の掲示と観光案内看板の設置のほか、ガイドアプリケーションの充実など多様な情報発信を図る。

レクリエーション施設、公園等については、余暇活動の充実と町民交流の促進、施設利用の拡大を図るため、トイレ環境の改善など安全で快適に利用できるよう維持管理に努めるとともに、グラウンドゴルフ等の各種大会の招致に取り組む。また、温泉施設については、町民の憩いの場として利用しやすい環境をつくるため、さらなる効率的な運営と経営・施設の改善を図る。

2 現況と問題点

(1) 農林業の振興

本町の農業は、長年にわたり、適地・良質米産地として稲作を農業経営の基幹としてきた。しかし、米の消費量の減退、さらには米価の低迷、作目の複合化への転換が進まず、農業就業者の減少と高齢化、担い手不足により、農業・農村を取り巻く環境は年々厳しい状況にある。

農林業センサスによると、農家戸数、農業就業人口はそれぞれ昭和 50 年の 4,219 戸、7,721 人から平成 22 年の 1,749 戸、2,448 人と農家戸数で 58.5%の減少、農業就業人口で 68.3%の減少となっている。この背景には、農業所得の低下による農業以外への就業者の流出や後継者不足に伴う高齢化と離農の進行がある。

農地については、計画的な大区画ほ場整備の実施や農家による法人化等の進展等により、着実に認定農業者や地域の中心となる経営体などの担い手に利用集積が進んでいる一方、米の生産調整の拡大等に伴う休耕田の増加や、労力不足等による耕作放棄地の発生が懸念されている。

農業生産では、町内の家畜排泄物を処理するアクティセンターや平成 20 年度から稼働した町堆肥センターの堆肥利用による循環型農業の促進と水稻直播栽培や共同防除等による省力化・低コスト化栽培の実施、町の特産となる「美郷ブランド品目」の生産拡大、優良牛の飼育奨励等を行っているものの、米価等の低迷や農家の減少に伴い農業産出額は減少している。水田農業の推進に関わる助成制度に伴い、大豆、麦、そば等の複合作物は、作付面積に変動があるものの、米以外の土地利用型作物として定着しつつある。また、甘草等薬用植物の栽培技術の確立を目指し、将来的には増加傾向にある休耕田を有効活用することで、集落の維持及び活性化を図る。

本町の林業は、木材価格の低迷や森林所有者の高齢化・後継者不足等により、生産活動が全般にわたり停滞し、間伐・除伐などによる保育等が適正に実施されていない森林が増加している。一方、町土の保全、水資源の涵養、森林浴等の保健休養等森林の持つ多様な公益的機能の

発揮に対する要望が高まりつつある。本町では、町有林の保育間伐や七滝水源涵養保安林へのブナの苗木の植樹等の森林保全事業を実施している。また、町内の松くい虫被害は、これまでの防除対策の効果により減少傾向にあるが、依然として予断を許さない状況にある。

資料２－１ 農家戸数、農家人口、農業就業人口

(単位：戸、人、%)

年 次	実 数			構 成 比		
	農家戸数	農家人口	農業就業人口	農家戸数	農家人口	農業就業人口
昭50年	4,219	20,062	7,721	68.8	75.4	51.7
昭55年	4,163	19,777	6,195	67.7	75	43.4
昭60年	4,039	19,360	5,379	65.2	73.5	37.9
平2年	3,872	18,562	4,892	62.6	71.4	35.0
平7年	3,728	17,508	4,256	60	69.4	32.3
平12年	3,112	15,870	4,158	49.4	65.6	32.9
平17年	2,776	12,611	4,028	43.9	54.7	33.2
平22年	1,749	7,479	2,448	27.9	34.5	22.5

※平成17、22年数値は、販売農家のみ。

(農林業センサス、国勢調査)

(2) 地場産業の振興

近年、安全・安心志向の高まりから、生産者の顔が見える直売所や加工所での多種多様な購買需要への対応が大きなビジネスチャンスとなっている。本町では、農業・商業・工業の産業間の連携により、付加価値のある売れる地場産農産物づくりとこれを原料とする加工品開発を推進しており、これら特産品を交流のある東京都大田区などの大消費地へ売り込みをしているが、安定的に供給できる種類、量ともに確保できる生産体制は十分とは言えない状況にある。

また、新たな地場産業として、甘草等薬用植物を位置づけ、将来的に増加傾向にある休耕田を有効活用すべく、栽培技術の確立と流通体制の整備及び本格栽培・生産への支援に取り組む。

雇用情勢については、依然として厳しい状況にあり、若年者の地元就職や就業定着を目的とし、町内事業者に対する人材育成支援のほか、定住希望者に対する就労支援を含めた総合的な窓口の設置やUIJターン者を正規採用した会社への助成を行うなど、町内外の人材育成・雇用に対する取組が求められている。

(3) 企業の誘致対策

町内の誘致企業は、現在16社（平成27年11月末）となっている。

工業統計調査によると、町内の事業所数、従事者数はそれぞれ、平成15年の64事業所、2,137人から平成25年の54事業所、1,242人と事業所数では10事業所、15.6%、従事者数でも895人、41.9%減少している。この背景には、製造業の海外シフトによる総体的な競争力の低下や受注の減少などが中小企業の経営に影響を及ぼしている。

本町では、こうした町内企業に対し、預託金制度による運転資金の低利貸付や融資保証料の軽減などの経営安定化の支援を行っている。

資料２－２ 製造業の従事者数、出荷額の状況

(単位：人、万円)

年 次	事業所数	従事者数	給与総額	原材料使用額等	製造品出荷額等
平成15年	64	2,137	516,023	1,001,127	2,078,385
平成16年	61	2,054	512,738	923,120	2,073,198
平成17年	61	2,040	514,398	897,272	2,049,206
平成18年	57	1,830	476,970	897,951	1,945,434
平成19年	56	1,902	468,562	967,528	1,993,805
平成20年	59	1,760	424,073	937,533	1,669,867
平成21年	54	1,606	325,436	664,984	1,370,726
平成22年	52	1,596	341,289	690,445	1,355,714
平成23年	57	1,409	366,973	399,871	1,151,108
平成24年	58	1,377	341,169	556,849	1,128,572
平成25年	54	1,242	301,803	575,742	1,185,151

(工業統計、経済センサス)

(４) 起業の促進

本町の経済・雇用情勢は長引く景気の低迷により、消費者の購買力の低下などによる企業収益の低迷と雇用環境の悪化など、依然として厳しい状況にある。公共施設の有休スペースを活用した起業支援室の設置や店舗の新築等に対する費用の助成、町民雇用奨励金の交付を始めとした起業者総合支援事業による起業への支援が求められている。

(５) 商業の振興

町内の小売業は、町近隣への大型小売店の進出や景気後退による個人消費の減少などにより地元購買率が低下しており、中心商店街の空洞化を招く要因になっている。

商業統計調査によると、町内の事業所数、従事者数はそれぞれ、平成9年の387事業所、1,328人から平成23年の217事業所、863人と14年間で事業所数では170事業所、43.9%、従事者数でも465人、35.0%の減少となっており、中心商店街でも空き店舗が散見される。

本町では、消費者としての町民が、町内で生産された商品等を町内で積極的に購入する地販地消の推進や商店主の経営改善意識の普及、空き店舗や空き事業所活用に対する支援などにより地元購買率の向上への取り組みをしている。

資料２－３ 卸売業・小売業の従事者数、販売額の状況

(単位：人、万円)

年 次	事業所数	従事者数	年間商品販売額
平成9年	387	1,328	2,482,369
平成11年	364	—	—
平成14年	339	1,329	2,168,936
平成16年	326	1,391	2,295,996
平成19年	292	1,276	2,516,154
平成23年	217	863	2,314,600

(商業統計)

(6) 観光又はレクリエーション

本町は、県立自然公園や緑豊かな美しい公園、湧水群などの自然、温泉、寺院などの観光スポットや文化遺産、伝統行事に恵まれた地域であり、これらの資源に加え、ラベンダーまつりを始めとする四季を彩るイベントがある。しかし、町を訪れる観光客は、平成 26 年度で年間総数 93.5 万人に達するが年々減少傾向にある。また、その多くは通過型観光であり、より経済効果が期待できる滞在型観光への集客が求められている。

3 その対策

(1) 農林業の振興

- 認定農業者や集落型経営体（法人）の確保と育成
- 担い手への制度資金の融資や組織活動への支援
- 農地基盤整備の推進
- 土地改良施設の保全管理の推進
- 農地の面的集積と効率的利用の促進
- 耕作放棄地等の防止・解消による農地の有効利用
- 森林の整備に関する総合的支援
- 森林保全事業の実施
- 松くい虫防除等森林保全の推進

(2) 地場産業の振興

- 「美郷の大地」を活用した安全・安心な美郷米の生産振興
- 野菜、花き等美郷ブランド品目の生産技術、生産設備への支援
- 美郷ブランド品目の産地確立
- 高付加価値農産加工品の開発と販売の支援
- 加工・直売施設等の運営管理と情報ネットワーク活動への支援
- 流通業者や地域間交流団体等との連携による美郷米や特産品等の販路拡大
- 薬用植物の栽培技術の確立と流通体制の整備及び本格栽培・生産への支援
- 安定した雇用の創出
- 移住希望者に対するサポート体制の構築

(3) 企業の誘致対策

- 企業誘致活動の推進
- 町有未利用財産（土地・建物）を活用した企業誘致の推進
- 保証融資や利子・保証料の補給による経営安定化への支援
- 工場や機械設備増設等の事業高度化への奨励措置

(4) 起業の促進

- 奨励措置による新規企業立地の促進
- 用地取得費への助成
- 地域資源を活用した新製品開発や新事業展開、起業に対する支援

(5) 商業の振興

- 地販地消の推進
- 空き店舗の解消による商店街の賑わいの創出
- 物販交流団体への支援

(6) 観光又はレクリエーション

- 観光資源・施設の保全管理
- ラベンダー園を中心とした観光開発
- 伝統行事を中心とした誘客の促進
- イベント情報の掲示と観光案内看板の設置
- 魅力ある観光ルートの創出とイベントや温泉施設との連携による通年型観光地の形成
- 広域観光圏の促進
- 温泉施設の効率的な運営
- 世代間交流ができる施設の管理運営
- 各地域の公園、湧水群等地域の特色を活かした施設の整備
- 宿泊交流施設の活用
- 体験型プログラムの構築

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(1)基盤整備			
	農業	県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 本堂城回地区 A=376ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 大畑地区 A=57ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 畑屋中央地区 A=296ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 罫田・南谷地地区 A=66ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 用排水整備 金沢地区 A=462ha	秋田県	負担金
		県営農地集積加速化基盤整備事業 ほ場整備 明田地地区 A=54ha	秋田県	負担金
		県営ストックマネジメント事業 用水管理システム 仙北平野地区 N=1式	秋田県	負担金
		県営農業水利施設保全合理化事業 補完ハート、ソフト 田沢二期地区 N=1式	秋田県	負担金
	林業	松くい虫防除対策事業 薬剤散布、樹幹注入	美郷町	
	(3)経営近代化施設			
	農業	農林漁業振興対策基金事業	美郷町	補助金
	(5)企業誘致	誘致企業奨励金	美郷町	
	(7)商業			
	その他	商工業振興奨励金	美郷町	
		空き店舗等対策事業補助金	美郷町	補助金
	(8)観光又はレクリエーション	観光レクリエーション施設管理運営事業	美郷町	
		清水周辺環境管理整備事業	美郷町	
		ラベンダーまつり開催事業	美郷町	
		イベント関連事業	美郷町	
		滞在型観光推進事業	美郷町	
		大台野広場整備事業	美郷町	
		湯とびあ雁の里温泉整備事業 屋上防水シート張り替え工事	美郷町	
		美郷町総合体育館リリオス整備事業	美郷町	
		中央体育館整備事業 屋根塗装、床張り替え改修、内装改修、 吊物耐震照明器具改修工事	美郷町	
		南体育館整備事業 屋根塗装、施設延命、吊物耐震照明器具 改修工事	美郷町	
		ブルーパークみさと ろ過機ろ材入替え	美郷町	
		自転車競技場 ウォークトップ塗装工事	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	薬用植物試験栽培事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、休耕田等が増加してきていることから、休耕田等の有効活用により、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 栽培環境に適した薬用植物を選定するため、甘草等の試験栽培を行う。 ③事業効果 薬用植物の栽培により、休耕田等の有効活用につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		生薬栽培団体支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、休耕田等が増加してきていることから、休耕田等の有効活用により、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 収穫機等の購入や生薬栽培への取組に対する助成を行う。 ③事業効果 薬用植物の栽培により、休耕田等の有効活用につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		新規就農者支援事業 ①事業の必要性 新規就農希望者への情報提供や支援が十分でないことから、就農希望者及び就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農向けホームページの開設や新規就農者の営農継続への支援に取り組む。 ③事業効果 新規就農者向けの情報発信を強化するとともに、営農継続に対して支援することで、担い手の確保・育成につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		本社機能移転促進支援事業 ①事業の必要性 町内で起業する希望が十分になっていないことから、安定した雇用を創出する支援や起業への支援を強化する必要がある。 ②具体の事業内容 本社所在地が美郷町外の事業所等が町内へ本社機能を移転し、3年以内に2人以上地元雇用する企業に対して助成を行う。 ③事業効果 本社機能の移転及び企業の誘致により、雇用の創出、税収の確保、新たなビジネスチャンス、域内需要の創出を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		移住・仕事支援総合窓口設置事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供等が十分でないことから、ワンストップでのサポート体制の構築が求められる。 ②具体の事業内容 移住希望者に対する「住まい」「仕事」「結婚・子育て」等に関する情報提供をワンストップサービスで行い、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 移住希望者へのサポート体制を構築することで、移住・定住の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		U I J ターン者正規雇用支援事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供やサポート体制が十分に整っていないことから、Uターン（出身地に戻る形態）、Iターン（出身地以外の地方へ移住する形態）、Jターン（出身地の近くの地方都市に移住する形態）の希望者に対するサポート体制の構築を行う必要がある。 ②具体の事業内容 U I J ターンにより町内に移住し、町内企業に正規社員として採用された場合、採用した会社へ助成を行う。 ③事業効果 U I J ターンによる移住・定住希望者への情報発信やサポート体制の強化により、移住・定住人口の増加を図ること で、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業 ①事業の必要性 空き家の増加が年々深刻化していることから、空き家を有効活用した移住・定住への支援が求められている。 ②具体の事業内容 空き家を有効活用した住宅整備やオフィスの開設等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 空き家を有効活用した住宅整備やオフィスの開設等の支援により、増加傾向にある空き家の有効活用及び移住・定住人口の増加を図ること で、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		正規雇用者育成支援事業費補助金 ①事業の必要性 雇用情勢が依然として厳しいため、雇用促進のための対策が必要である。 ②具体の事業内容 町内事業所が中学校、高校、大学、専門学校等の学校を卒業してから3年以内の未就職者を正規雇用した場合、当該事業者に対し、人材育成支援として助成金を交付する。 ③事業効果 若年者の雇用が促進されるとともに、地元就職並びに就業定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		観光資源のデータアーカイブ化・活用コンテンツの作成事業 ①事業の必要性 地域資源等を活用した滞在型観光の充実を図るため、観光資源の洗い出しを行う必要がある。 ②具体の事業内容 観光資源の洗い出しと、写真や映像等のPR素材及びスマートフォン等で利用できるガイドアプリの作成に取り組む。 ③事業効果 観光資源の洗い出しやガイドアプリの作成等を行い、魅力ある観光コースを設定することにより、滞在型観光の促進を図ること で、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		美郷資源活用型観光創出事業 ①事業の必要性 観光客の誘客を推進し交流人口の増加を図るため、多様な地域資源を連携して活用する必要がある。 ②具体の事業内容 「七滝山」の保全・利活用計画、地域資源の利活用計画の作成及び実行 ③事業効果 「七滝山」をはじめとする地域資源を最大限活用し、環境の維持・保全、交流の拡大を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		公共施設活用型オフィス支援事業 ①事業の必要性 美郷町中央行政センターは、現在町商工会、シルバー人材センター、地元土地改良区へ貸付されているが、地元土地改良区が退出予定の他、建物の未利用箇所が多く、有効活用が求められる。 ②具体の事業内容 中央行政センター指定管理者である町商工会への事業委託により起業支援室を設置するとともに、中央行政センター3階の空き部屋を改装し、起業支援室の整備を行う。また、創業支援塾の定期開催に取り組む。 ③事業効果 公共施設の遊休スペースを活用して起業支援室を設置し、起業や新たな事業分野への進出等を目指した意欲的な個人または法人の創出に繋げることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		起業等総合支援事業 ①事業の必要性 雇用創出に向けた地域内での地場産業の振興や、起業・創業に焦点を合わせた内発的な振興の必要性が高まっている。 ②具体の事業内容 町内で新たに創業し、正規雇用する場合、次の支援を行う。 (1)店舗等の新築等に対する費用の助成 (2)新事業展開時の事業借入金に対する利子補給 (3)町民雇用奨励金の交付 (4)正規雇用人材育成助成 ③事業効果 地域内の開業率を向上させることにより、新たな事業活動による地域活性化を促すとともに、雇用の創出を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		企業紹介型企業誘致サポーター事業 ①事業の必要性 企業誘致や起業支援による商工業の振興、企業活動への支援による労働・雇用環境改善の必要性が高まっている。 ②具体の事業内容 町内企業等が、町外企業を町に誘致する場合、誘致決定となった際に、紹介した企業へ企業誘致サポート奨励金を交付する。 紹介を受けた企業が誘致決定となった際に、進出した企業に対し、進出に要する経費に対して企業誘致サポート補助金を交付する。 ③事業効果 企業を誘致し、雇用の確保、地域経済の活性化、税収増、人口減少の抑制を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金

第3章 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

1 交通通信体系の整備の方針

交通通信体系の整備については、地域の産業、経済、文化の振興を図り、地域間の交流・連携を促進する必要不可欠な要素であることから、各種道路整備事業とネットワーク化に重点をおいた道路交通網の整備を推進する。また、急速に進む高齢社会に対応した安全・安心な暮らしを支えるため、緊急自動車の不通路線の調査と改善整備を実施し、生活交通の確保に努めるとともに冬期間の安全な交通を確保するため、効率的な除雪体制の構築と運用を推進する。

情報通信基盤の整備については、町内の情報通信格差を縮小し、活力ある産業活動や利便性の高い日常生活を実現するため、産業、社会、生活など様々な分野において高速で大量の情報の収集・伝達が行える環境づくりを推進する。また、屋内における防災等情報の伝達周知体制を強化し、災害時等に適切な初動対応を取れる環境を整備する。

(1) 道路の整備

町道の整備については、均一的な道路網を整備するため、幹線道路や町内の地域交流を促進させるための道路、集落間接続道路、生活圏道路等を整備する。また、安全・安心な歩行空間と道路交通を確保するため、歩道の整備（L=2,400m）やグリーンベルトの設置（L=2,900m）をさらに進めるとともに、道路・橋梁施設の長寿命化のための補修・修繕の実施や緊急自動車の不通路線の改善整備を行う。これにより、改良率については平成26年度の56.4%から平成32年度には58.3%まで、舗装率については平成26年度の46.5%から平成32年度には48.4%まで向上させることを目標とする。そのほか、冬期間の安全で円滑な道路交通を確保するため、消融雪施設の整備や除排雪機械の更新を行い、緊急自動車の通行にも配慮した除排雪体制を構築する。

(2) 交通確保対策

交通確保対策については、地域内の生活交通を確保するため、既存の公共交通機関との連携を図り、生活バス路線の存続に向けた支援を継続して行う。また、高齢者や障害者等の交通の確保や公共交通空白地域における生活の足を確保するため、予約制乗合タクシーを運行するとともに、制度定着に向けた啓発活動を通じて利用率の向上を図る。

(3) 情報化の推進

情報化の推進については、町内の情報通信格差を縮小するとともに、地域産業の活性化や日常生活の利便性の向上を図るため、通信事業者に対し、光ファイバー高速情報通信設備の拡充や一部携帯電話の不感・難通話地域の解消を積極的に働きかける。また、町ホームページを活用し、空き家・空き店舗情報や観光情報等の行政情報を提供するとともに、既存のFMラジオ局の電波を利用し、屋内における災害情報や各種緊急情報を伝達周知できる体制を整備する。

(4) 地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区や長野県東御市、栃木県那珂川町、北海道中富

良野町との人的、文化的交流に加え、物産交流の拡大、住民参加型の交流を創出し、交流から地域活性化を図る取り組みを重点的に推進する。

2 現況と問題点

(1) 道路の整備

本町は、国道 13 号と主要地方道角館六郷線をはじめとした県道が、町内の産業、経済、文化活動を営むための重要な幹線道路となっており、これらに接続する町道は、町村合併後に計画的に整備され、改良・舗装ともに順調に推移している。しかし、舗装面の経年劣化が著しい路線も散見され、計画的な舗装修繕が必要である。集落内道路などの生活道路については、緊急車両が通行できない狭隘路線があり住民の安全安心な生活基盤の確保のため、拡幅舗装が求められている。また、橋梁施設については、安全性確保のため、長寿命化修繕計画の策定に必要な点検調査を行っているが、今後は、この計画に基づいた修繕整備が必要である。

本町は、県内有数の豪雪地帯にあたり、冬期間の交通の確保は、自家用車を主な移動手段とする町民の暮らしに不可欠である。そのため、老朽化した除排雪機械の更新を計画的に行い、除排雪作業を実施している。また、消雪パイプ、流雪溝施設が設置されている地域は、住宅や商店が密集しており、適切な施設の維持管理と運用が課題である。

資料 3－1 道路の状況

(単位：m、%)

区 分	路線数	実 延 長	改良済延長	改良率	舗装済延長	舗装率
国道(指定区間)	1	7,525	7,525	100.0	7,525	100.0
主 要 地 方 道	3	31,800	29,042	91.3	30,664	96.4
一 般 県 道	5	17,861	11,530	64.6	17,861	100.0
町 道	2,447	1,074,224	605,443	56.4	499,010	46.5

(道路現況調査、平成 26 年 4 月 1 日現在)

(2) 交通確保対策

町内の公共交通は、生活バスと鉄道が地域に密着した重要な交通手段として位置づけられている。生活バスについては、自家用車の普及等により利用者の減少が続き、平成 20 年 3 月までに町内 6 路線のうち 3 路線が廃止されたが、公共交通機関を主に利用している高齢者にとって、生活バス路線の存続は重要である。町では、公共交通空白地域への対応と生活バス路線・鉄道などの既存公共交通機関までのアクセス手段として、予約制乗合タクシーの運行を開始したが、地域によっては利用率に差異がある。

(3) 情報化の推進

近年の情報通信技術の飛躍的な発展に伴い、利用者にとってより早く、より便利な情報通信基盤の整備が求められている。

本町の主要な公共施設は、合併時の光ファイバー高速通信網の整備により住民サービスの提供に利用されており、一般家庭などのインターネット利用についても民間事業及び過疎債を利用した IRU 回線整備により提供されている。しかし、現状の設備より数十倍の速度になる次世

代光通信の数年以内の実用化に向けた検討が行われており、通信設備の改修にあたっては速やかな対応が求められる。また、インターネットを利用した行政情報の提供について、町ホームページを活用した空き家・空き店舗情報や観光情報等の提供に取り組む。

防災等情報の伝達周知については、防災行政無線を活用しているが、屋内では気象条件によって聞こえない状況があることから、屋内における防災等情報の伝達強化が求められている。

（４）地域間交流の促進

地域間交流の促進については、東京都大田区との交流（小学生交流、友好交流、物販交流）、長野県東御市との交流（友好交流、物販交流）、栃木県那珂川町との交流（行政交流、文化交流）、北海道中富良野町との交流（ラベンダー交流、物販交流）を行っている。これらの人的、文化的交流から、物産交流の拡大、住民参加型の交流を創出し、交流から地域活性化を図るため、今後も更なる交流へと取り組んでいく。

３ その対策

（１）道路の整備

- 町の一体化を進める幹線道路の整備
- 国道 13 号線及び主要地方道、一般県道への接続道路の整備
- 集落間、施設間、近隣市への接続道路の整備
- 生活に密着した集落内道路の改善整備
- 転落等危険のある箇所の防護柵等の改善整備
- 緊急自動車の不通路線の調査と改善整備
- 歩行者が安全に通行できる歩道等の整備
- 除排雪機械の整備更新と必要台数の確保
- 消雪、流雪施設の維持管理
- 橋梁の点検調査と長寿命化修繕計画の策定
- 修繕計画に基づいた老朽道路・橋梁の整備

（２）交通確保対策

- 予約制乗合タクシーの運行
- 生活バス路線の運行に対する支援

（３）情報化の推進

- 光ファイバー通信設備の拡充
- 携帯電話の不感・難通話地域の解消促進
- 町ホームページを活用した行政情報の提供
- FM波を利用した防災ラジオの整備

（４）地域間交流の促進

- 各種団体との相互交流の促進と交流人口の拡大
- 友好都市を始めとした自治体との交流や企業との連携の促進

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(1)市町村道			
	道路	幹線道路改良舗装事業 竹原・内村線 L=2,000m、W=8.5m	美郷町	
		幹線道路改良舗装事業 羽貫谷地線 L=1,500m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 本堂城回1号線 L=1,200m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 大石・外川原線 L=2,450m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良工事 松葉野・南明天地線 L=700m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 金沢東根寺村・上関田戦 L=830m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路改良事業 愛宕・四天地線 L=1,400m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路改良事業 田岡線 L=600m、W=6.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 横関・城方小屋1号線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 安城寺柳原・張山館線 L=1,100m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 赤城・耳取線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 妻の神・北外川原線 L=2,100m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 羽貫谷地・下畑屋線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 下畑屋・鶴田線 L=800m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 才ノ神相長根線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 柳田国見線 L=580m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 下明子線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路改良事業 雀柳・上明子線 L=510m、W=5.5m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 柳田14号線 L=160m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 田岡1号線 L=55m、W=3.5m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 屋敷田・角館街道西線 L=450m、W=5.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 下石神1号線 L=80m、W=3.0m	美郷町	
		生活圏道路改良事業 新屋敷・森合線 L=200m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 館間線 L=520m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 上村・大坂線 L=2,000m、W=4.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 若林南新井1号線 L=400m、W=5.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 本堂城回1号線 L=300m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 本堂城回2号線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 長面線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 大坂・黒沢線 L=2,000m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 羽貫谷地線 L=1,000m、W=6.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 鎌田・安城寺線 L=850m、W=5.5m	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		幹線道路整備事業 都野・東君堂線 L=1,200m、W=7.0m	美郷町	
		幹線道路整備事業 中野寺田・白山線 L=400m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 下畑屋・外川原線 L=600m、W=5.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 金沢東根下村観音下線 L=900m、W=4.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 深田線 L=100m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立線 L=1,300m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 坪立1号線 L=660m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 遠槻・高田線 L=620m、W=6.5m	美郷町	
		幹線道路整備事業 作山・南明田地線 L=1,000m、W=6.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 下畑屋・鶴田線 L=800m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館・扇田線 L=1,400m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 岩野町・南高野1号線 L=200m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 溝田・吉ヶ沢線 L=1,000m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 千刈田・岩野町線 L=1,700m、W=5.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館線 L=101m、W=4.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館2号線 L=86m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 石名館4号線 L=108m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 中笹巻2号線 L=240m、W=3.7m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 金堂・石名館線 L=150m、W=3.8m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 榊柳線 L=130m、W=4.0m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 南谷地・東西法寺線 L=200m、W=5.5m	美郷町	
		集落間接続道路整備事業 川口道北1号線 L=940m、W=5.5m	美郷町	
		歩道新設事業 本堂城回2号線 L=1,100m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 鍵田馬町・沢田線 L=200m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 作山・南明田地線 L=800m、W=2.5m	美郷町	
		歩道新設事業 野中・西明田地線 L=300m、W=2.5m	美郷町	
		グリーンベルト新設事業 中央通り線 L=1,700m、W=2.0m	美郷町	
		グリーンベルト新設事業 坪立線 L=1,200m、W=2.0m	美郷町	
		橋梁長寿命化事業 万願寺橋梁修繕工事	美郷町	
	(9)道路整備機械等	除排雪機械整備事業 除雪トレーサー6台、 除雪ロータリー2台、除雪グレーダー2台、 除雪トラック1台、除雪センター増築	美郷町	
		中央除雪センター増築事業	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(11) 過疎地域自立促進特別事業	道路長寿命化事業 道路点検（路面性状調査、道路附属物点検調査、道路のり面工・土工構造物点検調査）・長寿命化計画策定・修繕 ① 事業の必要性 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、地域住民の安全な交通を確保する。 ② 具体の事業内容 道路点検調査により町道等の損傷・劣化等を把握し、調査結果に基づき長寿命化計画を策定した上で、長寿命化計画に基づく予防的な修繕を実施する。 ③ 事業効果 道路予防修繕に係る経費の縮減を図り、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		橋梁長寿命化事業 橋梁点検・修繕計画・修繕 ① 事業の必要性 住民の安全・安心のために従来の損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防保全型の管理への転換を行い、道路橋梁の修繕に要するコストの削減を目的とする。 ② 具体の事業内容 老朽化等により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所等を確認し、専門家等の意見をもとに修繕計画を策定するとともに計画的に維持・修繕を行う。 ③ 事業効果 適切な点検と評価に基づく修繕を計画的に実施することで橋梁の長寿命化を図り、道路交通の安全性の確保や老朽化に伴う道路橋梁の修繕・架替えに要するコストを大幅に削減できることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		予約制乗合タクシー運行事業 ① 事業の必要性 公共交通空白地域において町民の日常的な移動のための交通手段の確保のための対策が必要である。 ② 具体の事業内容 美郷町地域公共交通活性化再生協議会に負担金を支出して予約制乗合タクシーを運行する。 ③ 事業効果 公共交通空白地域が解消されとともに住民生活の利便性向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町地域公共交通活性化再生協議会	負担金
		防災ラジオ整備事業 ① 事業の必要性 防災等情報の周知伝達手段として、防災行政無線を運用しているが、屋内では聞き取りにくい場合があり、屋内でも情報を確実に周知伝達できる手段を講じる必要がある。 ② 具体の事業内容 エフエム秋田の電波を使用した防災緊急告知ラジオの整備・運用を行う。 ③ 事業効果 防災等情報を確実に周知伝達することで迅速な自助・共助の防災初期対応を促し町民等の安全を確保するとともに、観光や各種行政情報を町内外に発信することで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

第4章 生活環境の整備

1 生活環境の整備の方針

生活環境の整備については、生活の快適性・利便性を考慮し、若者に魅力ある住環境の整備に努めるとともに、高齢者にも配慮した安全で、潤いと安らぎのある快適な生活空間の整備を促進する。そのため、水道未普及地域への簡易水道の整備や既存の簡易水道の統廃合及び更新、公共下水道、農業集落排水、紫外線処理施設、合併処理浄化槽の設置など地域の実情に合わせた生活排水処理施設の整備を促進する。また、老朽化した防火水道の更新や防災備蓄の充実など町民の安全・安心を確保する取り組みを重点的に推進する。

本町には、四季の彩が織りなす美しい自然が残されており、水環境資源については、町民共有の貴重な財産として次世代へ引き継いでいくため、平成20年3月に「美郷町水環境保全条例」を制定し、水環境保全や学習活動、水源涵養林等での植樹及び育樹活動等を推進する。

(1) 水道施設の整備

水道施設の整備については、平成26年度末水道普及率は54.7%で、現水道未普及地域への簡易水道の整備を進めるとともに、供用地域での未加入者の加入促進及び安全で安心な水の安定供給に努め、平成32年度末までに普及率57.2%を目標とする。また、簡易水道施設の計画的な保守点検等の実施により適切な維持管理に努めるとともに、簡易水道施設のろ過設備の整備を図る。

(2) 下水処理施設の整備

下水処理施設の整備については、平成26年度末普及率78.6%、接続率86.3%で地域の特性や実情に応じて、公共下水道、農業集落排水、合併処理浄化槽などの各種事業を推進する。また、公共下水道及び農業集落排水供用地域での未加入者の加入を促進し、平成26年度水洗化率67.8%から、平成32年度末には水洗化率70.7%まで向上させることを目標とする。公共下水道及び農業集落排水以外の地域については、合併処理浄化槽の導入を推進し、平成32年度末までに350基の設置を目標とする。そのほか、公共下水道施設及び農業集落排水施設の計画的な保守点検等の実施により適切な維持管理に努める。

(3) 廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて再資源化と環境に配慮した中間処理、最終処理を行う。また、粗大ごみの有料化に伴い、ごみの発生抑制（リデュース・リユース）やごみの分別収集の統一化（リサイクル）に取り組み、限りある資源を有効に活用し、豊かな環境の恵みを享受できる循環型社会の形成を目指す。

また、し尿処理については、大仙美郷環境事業組合で管理運営しているし尿処理場の老朽化に伴う施設整備を支援する。

(4) 消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、防火水道管の布設や消火栓等の整備による消防水利の確保や、協力団体との防災協定の締結を促進する。また、避難生活物資や食料品等を計画的に備蓄し、災害発生時に被災者に迅速に提供する。

地域の体制については、消防団の小型動力ポンプ等の整備を図るとともに、初期消火、避難誘導、救出・救護など、地域住民による自主的な防災活動が効果的かつ組織的に行われるよう、自主防災組織の育成を促進する。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合が計画的に進めている消防車両や消防分署の整備を支援する。また、老朽化した消防庁舎に加え、高機能指令センターの整備等を支援し、広域消防及び救急業務体制の充実と高度化を図る。

(5) 住宅の整備

公営住宅の整備については、入居者の快適な住環境や安全・安心を確保するため、老朽施設・設備の改修を行うとともに、住宅のバリアフリー化や耐震化を促進する。

一般住宅への改修支援については、住宅の安全性の確保やエコ住宅化への支援として、昭和56年以前に建設された住宅の耐震診断・耐震改修及びリフォームに対する補助制度を継続する。

(6) その他生活環境施設の整備

交通安全施設の整備については、交通事故が多く発生している場所や発生が危ぶまれる箇所を把握し、注意喚起標識の設置やカーブミラーの点検補修等を行い、交通事故の防止に努める。また、総合的な事故防止対策を推進するため、横断歩道、信号機、規制標識の設置について関係機関や関係団体と連携を図り、秋田県公安委員会に働きかける。

防犯施設については、防犯灯や街路灯を計画的に配置するとともに、施設の長寿命化を図るため、エコ対応機種を導入を推進する。

また、町民が安心して暮らせる生活環境を確保するため、危険空き家等の解体撤去に係る経費に対して助成し、空き家等の適正管理を推進するとともに、有効活用が困難になっている老朽化した公共施設から生じる生活環境の危険を防止するため解体撤去を実施していく。

2 現況と問題点

(1) 水道施設の整備

本町の水道施設は、平成26年度末現在で公営簡易水道が10施設あり、他に非公営簡易水道が1施設、専用水道施設が6施設とある一方で、自家用井戸を水源としている地域も存在している。平成24年度から千畑中央地区に水道未普及地域の一部を含めた供給を行っており、平成27年度からは六郷東部地区と六郷西部地区に畑屋地区を含め統合を進めている。また、水道施設間の連携を図るため接続管を布設し、現有施設等の有効活用を図る必要がある。将来的には地下水の水量や水質に不安があることから、水道未普及地域の解消が課題である。

（２）下水処理施設の整備

本町の下水処理施設は、公共下水道施設が１施設、農業集落排水施設が６施設あり、この施設以外の地域は合併処理浄化槽である。しかし、水洗化率については、農業集落排水施設が 94.8 %（平成 27 年 3 月現在）に対し、公共下水道施設が 53.2%（平成 27 年 3 月現在）となっており、公共下水道の水洗化率の向上が課題である。

（３）廃棄物処理施設の整備

ごみ処理については、大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて中間処理、最終処理を行っており、一般廃棄物（家庭ごみ・事業ごみ）の総量は平成 20 年度のごみ有料化に伴い漸減していたが、平成 23 年度の 6,343t を境に平成 24 年度 6,515t、平成 25 年度 6,775t、平成 26 年度 6,814t とごみ有料化後のリバウンド効果や社会経済情勢の変化等により増加傾向に転じている。町民の意識改革（ごみ減量化・再資源化）につながる啓蒙啓発を推進する必要がある。

し尿処理についても大仙美郷環境事業組合の処理施設を通じて行っており、昭和 60 年度の供用開始で性能担保は平成 35 年度までとなっている。その時点で稼働後 39 年が経過することから、老朽化に伴う施設整備が必要である。

（４）消防・救急・防災施設の整備

消防・防災体制については、災害に強いまちをつくるため、平成 17 年度に「美郷町地域防災計画」を策定し、消防防災施設の整備を進めている。しかし、消火栓等の消防水利施設については、水道未普及地域を主に水源が不足していることから、水道整備計画に併せて消防水利を整備していく必要がある。

地域の体制については、消防団の装備品の平準化を行ってきたが、小型動力ポンプの耐用年数の超過など、資機材の老朽化が著しいことから、適切な維持管理計画の下整備していく必要がある。また、町内の自主防災組織の組織率は 9 割を超えているが、防災意識に地域差があり、防災意識の向上と防災訓練等の自主的な活動の促進を図る必要がある。

常備消防・救急体制については、大曲仙北広域市町村圏組合と連携し広域の消防・救急体制の充実に努めているが、消防庁舎や消防車両、消防分署の老朽化が著しく適切な施設整備が必要である。

（５）住宅の整備

公営住宅は、住宅に困窮している低額所得者に対し、快適な住環境を供給することを目的として整備され、13 団地に 66 棟 189 戸の公営住宅が設置されているが、新旧住宅の住環境に違いがあり、安全で快適な住環境を提供できるよう、老朽住宅の適切な維持管理及び改修整備が必要である。

一般住宅への改修支援については、昭和 56 年以前に建設された住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進、エコ住宅化志向に対する支援が求められている。

（６）その他生活環境施設の整備

交通安全施設の整備は、危険箇所の早期発見、注意喚起標識の設置やカーブミラーの点検補修等の早期対応に努め、安全性を確保する必要がある。また、横断歩道、信号機、規制標識の設置については、関係機関や団体の要望に基づき、秋田県公安委員会へ働きかけをしており、

要望の早期実現が課題である。

防犯施設については、防犯灯や街路灯を計画的に配置しているが、施設の維持経費が増加しており、エコ対応機種の導入を推進する必要がある。

また、適正な管理が為されていない空き家等が増加傾向にあり、廃墟化や倒壊等による周辺環境への影響が懸念される。さらに、有効活用が困難になっている老朽化した公共施設についても、生活環境の危険を防止するため解体撤去を実施していく必要がある。

3 その対策

(1) 水道施設の整備

- 六郷東部地区の簡易水道整備と計画的な維持管理の推進
- 未普及地域の簡易水道整備
- 浄水施設ろ過設備の整備

(2) 下水処理施設の整備

- 合併処理浄化槽の設置と計画的な維持管理の推進
- 下水道と農業集落排水施設の整備と計画的な維持管理の推進
- 流域下水道施設整備への支援

(3) 廃棄物処理施設の整備

- ごみ減量化と資源リサイクルの推進
- し尿処理施設整備への支援

(4) 消防・救急・防災施設の整備

- 消防施設と設備・資機材の充実
- 備蓄物資の適正管理
- 平常時における防火・防災広報活動の展開
- 広範な消防・救急活動体制の充実強化
- 消防団員の維持と技術の向上
- 自主防災組織の育成と防災訓練の促進
- 災害発生時における要支援者・要援護者の避難支援体制の確立

(5) 住宅の整備

- 老朽化住宅の再編と施設の長寿命化に向けての適切な維持管理及び改修整備
- 一般住宅・建築物の耐震化の推進

(6) その他生活環境施設の整備

- カーブミラーや注意喚起標識の設置及び点検補修
- 交通安全施設の点検と関係機関への改善要望
- 防犯灯や街路灯のＬＥＤ化推進
- 空き家等の適正管理の推進
- 有効活用が困難である老朽化した公共施設の解体撤去

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(1)水道施設			
	簡易水道	千畑中央地区簡易水道再編推進事業 管延長 L=6,841m	美郷町	
		千畑東部地区簡易水道事業 取水施設の設置	美郷町	
		六郷畑屋地区簡易水道事業 管延長 L=8,297m	美郷町	
		仙南中央地区簡易水道事業 紫外線消毒施設の設置	美郷町	
		仙南東部地区簡易水道事業 紫外線消毒施設の設置	美郷町	
		遠方監視装置更新事業 変法監視装置更新	美郷町	
		水道施設接続管布設事業 L=5,300m	美郷町	
		千畑中央地区老朽管更新事業 管延長 L=2,905m	美郷町	
	公共下水道	流域下水道建設事業費負担金	秋田県	負担金
	その他	合併浄化槽導入促進事業 合併処理浄化槽設置への助成	美郷町	補助金
	(3)廃棄物処理施設			
	し尿処理施設	し尿処理施設整備計画支援事業	大仙美郷 環境事業組合	負担金
	(5)消防施設	消防施設整備事業 消火栓25基、小型ポンプ15台	美郷町	
		六郷地区防火水道管布設事業 L=5,800m	美郷町	
		消防庁舎、高機能指令センター整備事業 消防車両及び消防分署整備事業	大曲仙北広域 市町村圏組合	負担金
	(6)公営住宅	公営住宅改修事業 屋根防水工事、屋根・外壁改修工事	美郷町	
	(7)過疎地域自立促進特別事業	水道法適正化推進事業 ① 事業の必要性 簡易水道事業を統合して上水道事業に 一本化し、企業会計を導入して経営の計 画性・透明性の向上を図るものである。 ② 具体の事業内容 簡易水道施設を統合し上水道化を図 る。 ③ 事業効果 経営の計画性・透明性が向上し、水道 事業経営健全化を図り、将来にわたり過 疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		公共施設等解体事業 ① 事業の必要性 有効活用が困難となっている老朽化し た公共施設から生じる生活環境の危険を 防止する必要がある。 ② 具体の事業内容 老朽化した公共施設の解体撤去を実施 する。 ③ 事業効果 生活環境の危険を防止するために有効 活用が困難となっている老朽化した公共 施設を解体撤去することにより、将来に わたり過疎地域の自立促進に資する事業 である。	美郷町	
	(8)その他	空き家等適正管理補助事業 N=25件	美郷町	
		交通安全対策整備事業 カーブミラー、注意喚起標識設置	美郷町	
		LED防犯灯設置事業 N=1,100基	美郷町	
		防災備蓄事業 主食、スूप類他	美郷町	

第5章 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

1 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進の方針

高齢者の一人暮らしや高齢者のみの世帯が増加していることから、他者の援助が必要になった場合でも、安心して在宅生活が継続できるよう支援体制の整備を推進する。また、障害者総合支援法に基づく施策を実施し、障害の有無にかかわらず共生する地域社会の実現に向けて、障害者の日常生活及び社会参画を総合的に支援する。少子化対策としては、子どもの減少による地域活力の低下を防ぐため、幼稚園・保育園、こども館、放課後児童クラブの施設整備や家庭・育児に関する相談業務の充実など子育て支援環境の充実を推進する。

(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 高齢者福祉

在宅高齢者支援の向上、認知症施策の推進、医療・介護の連携を主体的に取り組むこととし、在宅高齢者支援の向上については、高齢者ができる限り住み慣れた地域で自分らしい生活を継続することができるよう、生活支援サービスの基盤づくりについて、協議体を設置し検討を行い、サービスの見直しや新たなサービスの掘り起しを行う。また、新たに開始される総合事業についての検討、実施に加え、高齢者等が安心して生活することができるよう、配食サービス事業の実施により食事提供見守り活動を行うほか、日常生活上の作業援助等、各種高齢者福祉サービスを提供し支援を行う。

認知症施策の推進については、認知症高齢者を地域で見守る体制の構築と、早期発見、適切な支援のために、認知症サポーターの養成を進めるとともに、医療・介護の専門家による認知症初期集中支援チームの設置、認知症地域支援推進員の配置を行い、認知症高齢者等に対する訪問、相談活動や、医療機関、介護サービス事業所等地域の支援機関との連携を行っていく。

医療・介護の連携については、団塊の世代が後期高齢者に達する2025年を見据え、高齢者が限られた医療・介護資源を有効に活用し、地域で安心して生活を継続できるよう、在宅医療・介護関係者の合同研修の開催や認知症ケアパスの作成等、多職種による連携した取り組みを検討、実施していく。

また、多様な困難事例に対応するため、地域ケア会議の充実を進めるほか、地域介護の拠点である地域包括支援センターの機能強化を進めていく。

ロ 障害者福祉

障害者福祉については、安心して生活できる支援体制づくり、いきいきと社会参画できる環境づくり、共に生きる環境づくりを推進する。

障害のある人が気軽に相談支援や保健・福祉、施設のサービス等を受けることができるようサービスの充実や体制づくりを推進し、安心して生活できる支援体制の確立を図る。また、障害のある人の働く意欲を尊重し、その能力と適性に応じた働く機会の提供が図られるよう支援するとともに、社会活動の場への参加を支援し、社会参画できる環境づくりを促進する。誰もが安全で安心な生活ができるよう、障害の有無にかかわらず共に支えあっていく地域づくりとともに、建物や道路などのほか情報や心のバリアフリー化も進め、共に生きる生活環境づくり

に取り組む。

(2) 児童・母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 児童福祉

児童福祉については、児童福祉・教育・保育施設の充実、子育て支援の充実を推進する。

児童福祉・教育・保育施設の充実については、幼保連携型認定こども園のさらなる充実のため、当該施設の老朽化に伴う環境整備を図る。また、各小学校敷地内に整備した放課後児童クラブの環境整備の充実を図る。

子育て支援の充実については、子育て家庭やひとり親家庭への経済的な支援を行うとともに、一時保育、延長保育、放課後児童クラブ、子育て世帯への助成等を実施し、保護者の子育て及び若い世代の結婚・出産への支援に取り組む。

ロ 母子・父子福祉

母子・父子家庭については、児童扶養手当などの経済的支援を行うとともに、家族形態の多様化に対応しつつ、自立した生活を送ることができるよう、相談業務や情報提供の充実を図る。

2 現況と問題点

(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 高齢者福祉

本町の高齢者人口は、平成 26 年 10 月 1 日時点で、65 歳以上の高齢者が 6,991 人（うち 75 歳以上 4,082 人）、高齢化率は 33.25%となっており、高齢化の進行に伴い高齢化率が上昇し、高齢者本人に加え家族介護者も高齢化している状況にある。

在宅高齢者の生活支援としては、一人暮らしの高齢者や、高齢者のみの世帯を対象としたふれあい安心電話の貸与、除雪や家の周りの手入れ等のサービスを提供する軽度生活援助支援、一人暮らし高齢者等の見守り活動も兼ねた配食サービス事業等、様々な高齢者福祉事業を実施しているが、高齢化率の上昇に伴う介護者の減少や、サービス需要の増加、地方交付税の漸減等に伴い、今後ますます共助、互助力の強化が求められていくものと思われる。

認知症施策としては、認知症サポーターの養成や、活動メイトの育成による見守り体制の強化、認知症を予防するための講演会や講座等を開催しているが、認知症高齢者の増加に伴い、医療・介護等支援機関、地域住民等が連携のうえ、認知症の早期発見、早期ケア、見守り等支援を行っていく必要がある。

今後、高齢化の進行により医療や介護のニーズは更に高まっていくことが予想される。

本町では平成 26 年度から多職種による合同研修会を開催する等、医療・介護連携の取り組みを進めているが、高齢者が医療や介護のサービスをバランスよく利用しながら、できる限り住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、医療・介護連携のための体制整備や連携の強化を更に加速させていく必要がある。

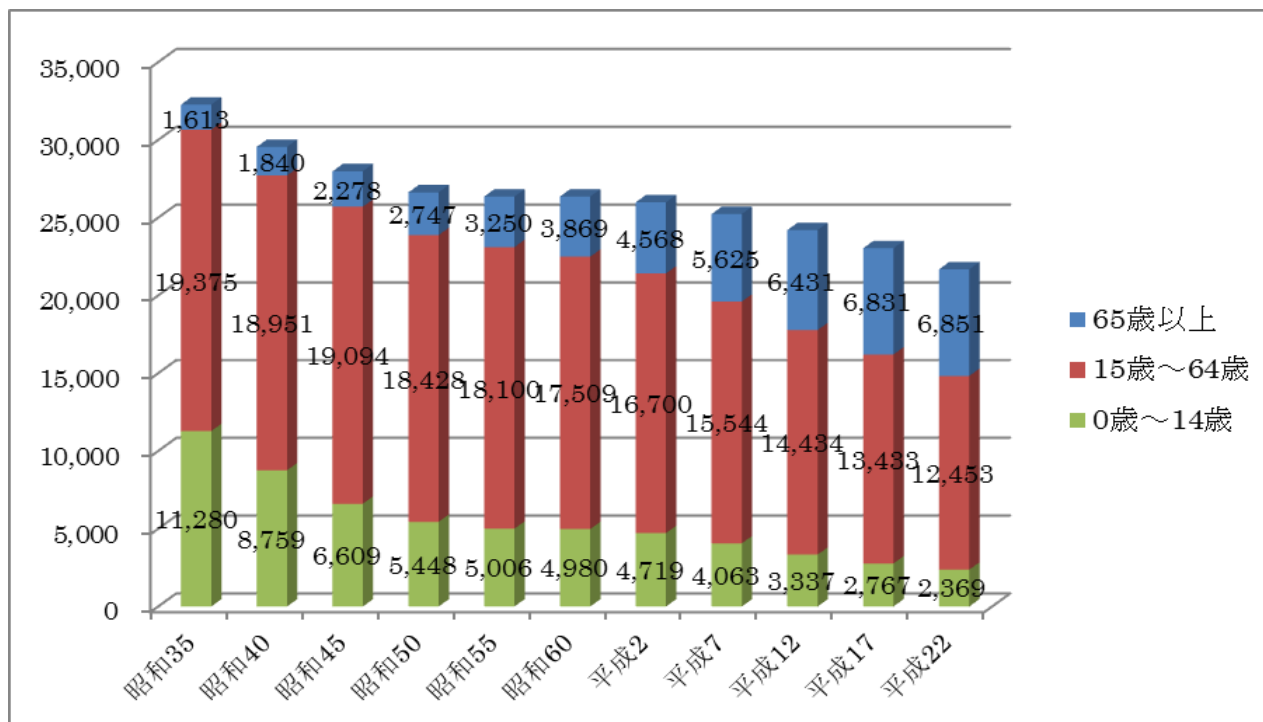
ロ 障害者福祉

町内の身体障害者手帳保持者は、平成 26 年度末で 1,458 人、うち 707 人が 1 級、2 級の重度の障害を有しており、相談支援体制の充実と周知、障害者福祉サービス等の提供体制の確保、

就労支援体制の強化、障害児支援の提供体制の確保が課題となっている。また、近年の急速な高齢化社会の進行に伴い、身体障害者はもちろん、家族などの介護者も高齢化している現状にある。

資料５－１ 年齢別人口の推移

単位：人



(国勢調査)

(2) 児童、母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 児童福祉

児童福祉施設は、町内に幼保連携型認定こども園が3園あり、そのほか、子育て支援センター、放課後児童クラブ施設、児童館を設置し、子育て支援事業などに利用されている。

認定こども園の園児数は平成23年度が615人、平成27年度が550人となっており、減少傾向にある。町ではこども園利用料の減免、乳児養育支援金などの経済的支援のほか、一時保育、延長保育、放課後児童クラブを実施し、保護者の子育てを支援している。

出産・子育てに関するアンケート調査によると、状況が許せば3人以上こどもを持ちたいと考えている層が多いことから、子育て世帯の経済的負担の軽減が求められている。

ロ 母子・父子福祉

ひとり親家庭は、平成26年度末で260世帯、うち母子・父子単独の世帯は85世帯となっている。本町では、ひとり親家庭を対象に児童扶養手当などの経済的支援を行っているほか、相談業務や就業等の情報を提供している。近年は、各家庭が抱えるニーズが多様化し、子育て、教育、生活、就業など幅広く支援していくことが求められており、相談体制や情報提供のさらなる充実が必要である。

資料５－２ 園児数の推移

(単位：人)

施設名 \ 年度		平成18	平成19	平成20	平成21	平成22
なかよし園	千畑保育園	157	166	154	140	146
	千畑幼稚園	83	68	63	68	62
	計	240	234	217	208	208
わくわく園	六郷保育園	138	145	142	133	134
	六郷幼稚園	63	54	42	45	46
	計	201	199	184	178	180
すこやか園	仙南保育園	130	143	155	146	139
	仙南幼稚園	74	76	83	89	69
	計	204	219	238	235	208
合 計	保育園	425	454	451	419	419
	幼稚園	220	198	188	202	177
	計	645	652	639	621	596

施設名 \ 年度		平成23	平成24	平成25	平成26	平成27
なかよし園	千畑保育園	143	146	149	133	142
	千畑幼稚園	62	48	40	47	50
	計	205	194	189	180	192
わくわく園	六郷保育園	146	133	135	132	138
	六郷幼稚園	47	50	46	36	26
	計	193	183	181	168	164
すこやか園	仙南保育園	151	150	144	148	139
	仙南幼稚園	66	60	53	54	55
	計	217	210	197	202	194
合 計	保育園	440	429	428	413	419
	幼稚園	175	158	139	137	131
	計	615	587	567	550	550

(保育部分 各年４月１日現在、教育部分 各年５月１日現在)

3 その対策

(1) 高齢者、障害者の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 高齢者福祉

- 協議体の設置、コーディネーターの配置等、生活支援サービスの体制整備
- 要支援者、それ以外の高齢者に対し、介護予防・日常生活総合事業を提供
- 緊急通報装置、配食サービス、軽度生活援助事業等、各種高齢者福祉サービスを提供
- 認知症地域推進員の配置、認知症初期集中支援チームの設置、認知症サポーターの養成等、認知症施策の推進
- 多職種連携による合同研修会の開催、認知症ケアパスの作成等、医療・介護連携等事業の推進
- その他、高齢者、介護者等を対象とした、地域支援事業の推進

ロ 障害者福祉

- 各障害福祉サービス事業所、関係機関との連携強化
- 障害者の地域生活への移行支援
- 障害者福祉施設と設備の整備
- 総合支援法に基づく自立支援給付の推進
- 災害発生時における要支援者の避難支援
- 障害者の社会参加の機会創出
- 相談体制の整備と充実
- 公共施設や道路等のバリアフリー化の促進

(2) 児童、母子・父子の保健及び福祉の向上及び増進を図るための対策

イ 児童福祉

- 幼保連携型認定こども園による教育・保育の充実
- 認定こども園施設の整備による保育環境の改善
- 延長保育、一時保育の実施
- 子育て支援センター事業の充実強化
- 放課後児童健全育成事業の実施と施設環境の充実
- 若い世代の希望をかなえる結婚・出産・子育て支援の充実・強化

ロ 母子・父子福祉

- ひとり親家庭等の就業、家事、育児等の相談体制の充実と情報交換の場の創出
- ひとり親家庭等住宅整備資金貸付の実施

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(4) 認定こども園	千畑なかよし園施設環境整備事業	美郷町	
		六郷わくわく園施設環境整備事業	美郷町	
		仙南すこやか園施設環境整備事業	美郷町	
	(8) 過疎地域自立促進特別事業	不妊・不育症治療費助成事業 ① 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、出生率の向上につながる経済的支援の充実が必要になっている。 ② 具体的事业内容 特定の不妊治療及び不育症の治療を受ける夫婦に対し治療費を助成する。 ③ 事業効果 少子化対策として、安心して子を産み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに成長できる環境整備が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		子ども医療費助成事業 ① 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要になっている。 ② 具体的事业内容 秋田県福祉医療費支給事業で所得制限等により非該当または自己負担の発生する者に対し医療費を助成する。また、対象年齢を中学生まで拡大する。 ③ 事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		ふれあい安心電話事業 ① 事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯及び身体障害者の緊急時の安否確認のための対策が必要である。 ② 具体的事业内容 急病や災害などの緊急時に簡単に通信できる電話機を無償貸与し、有事の際、委託を受けた社会福祉協議会へ緊急通報する。 ③ 事業効果 一人暮らしの高齢者等の安全・安心な暮らしを実現できることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		軽度生活援助事業 ① 事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の日常生活上の軽度な援助を支援するための対策が必要である。 ② 具体的事业内容 軽度の生活援助が必要な高齢者が除雪や草刈り等を委託した場合に経費の一部を助成する。 ③ 事業効果 一人暮らしの高齢者等の日常生活の負担軽減及び自立生活の支援ができることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		除雪作業援助事業 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等の、冬期間における安全な生活を確保するための支援が必要である。 ②具体の事業内容 自力で雪下ろしが困難な一人暮らしの高齢者等が、屋根の雪下ろしを事業者等へお願いする際、その費用の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の冬期間における日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		生きがい活動支援通所事業 ①事業の必要性 家に閉じこもりがちな高齢者等の社会的孤立の解消や、介護状態への進行防止等、高齢者が、安心して生活を継続することができるよう施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 町の施設を利用し、教養活動やスポーツ活動等各種サービスを提供する。 ③事業効果 家に閉じこもりがちな高齢者等が、安心して生活を継続することができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		介護用品給付事業 ①事業の必要性 寝たきり高齢者や障害者等が、安心して生活を継続することができるよう、施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 寝たきり高齢者や障害者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物給付を行い支援する。 ③事業効果 本人及び介護者の経済的、精神的負担の軽減により、要介護者が、安心して日常生活を継続することができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		看護師配置事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 看護師を子ども園に配置し、園児の健康管理を支援する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		3世代同居奨励支援事業 ①事業の必要性 安心して出産・子育てができる環境を整えるとともに、高齢者の孤立防止、家庭内での介護の担い手確保を図る必要性が高まっている。 ②具体の事業内容 新たに3世代同居のため住宅の取得、新築及び増改築工事等を行う者に対し、補助金を交付する。 ③事業効果 出産、子育て、介護等を行う環境を整え、人口減少の抑制を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金

第6章 医 療 の 確 保

1 医療の確保の方針

本町では、急速な高齢化の進行により老人医療の需要が増加しており、町民一人ひとりが安心して医療サービスを受けることができる地域医療体制の整備を推進する。その対策として、各医療機関の協力のもと、一次医療、二次医療（二次医療圏単位）、三次医療（全県単位）それぞれの機能分担と連携強化により、医師の確保、医療施設・設備の充実など、地域における総合医療システムの確立を促進する。また、在宅医療や疾病予防対策の充実が求められており、地域住民に対する保健活動の強化を促進する。

（１）医療の確保対策

イ 地域医療の充実

町のどこに住んでいても、必要な時に適切な医療が受けられるよう、各医療機関との連携を強化するとともに、地域の中核病院である大曲厚生医療センターの救急医療運営事業に対する支援を行う。また、大曲仙北広域市町村圏組合が医療機関と連携して行っている病院群輪番制病院運営事業、休日救急医療連携事業に対する支援を行う。

ロ 健康生活の推進

少子高齢社会の進展に伴い、家族構成や生活様式並びに価値観が多様化する中で、健康管理の重要性が一層高まり、健康づくり、健康活動に対するニーズも多様化してきている。

本町の死亡原因は、悪性新生物（がん）、心疾患、脳血管疾患などの生活習慣病の割合が高く、食生活の変化、運動不足等が要因と考えられる。これらの生活習慣病は、若年層への広がり懸念されており、若い時期から健康について自己管理意識を持つことが大切である。

このため、一人ひとりが心身ともに健康で暮らすことができるよう、乳幼児から高齢者までセルフケアによる健康生活を推進する。

2 現況と問題点

（１）医療の確保対策

イ 地域医療の充実

本町は公立の病院・診療所を設置していないため、民間の医療機関を中心とした地域医療体制となっている。しかし、町内には、眼科、耳鼻咽喉科などの医療機関や二次医療機関がなく、これらは町外の医療機関に依存している状況にある。また、二次医療圏における総合病院の救急医療運営事業に対し財政的な支援が求められており、広域的な視点に立った地域医療体制の確立が必要である。そのほか、大曲広域市町村圏組合と二次医療機関が連携し、休日救急医療や夜間・休日の重症救急患者の受け入れなどを行っている。

ロ 健康生活の推進

健康生活の推進については、健康づくり・生活習慣改善事業、子どもの健康づくり・食育充実事業、成人総合検診充実事業等を実施している。しかし、町民のがん・脳卒中・心疾患の三大生活習慣病による死亡は、全体の49.0%（平成24年秋田県衛生統計）と高い数値を占めており、生活習慣病の予防対策が課題である。また、児童・生徒の肥満傾向児出現率は県の平均値を上回っており、その対策が求められている。

3 その対策

（１）医療の確保対策

イ 地域医療の充実

- 大曲仙北広域市町村圏組合を通じた休日救急医療等による安全・安心な医療体制の確立
- 大仙仙北圏域内（二次医療圏）の総合病院救急医療運営事業の支援

ロ 健康生活の推進

- セルフケアの普及啓発とセルフチェックの実践の推進
- 生活習慣病の予防と指導の強化
- 健康づくり教室の展開による身体活動の習慣化
- 健診データの分析結果に基づく対応策の検討・実施
- 食育・食生活改善のためのクッキング教室の開催
- 生活習慣改善のための食育教室の開催
- 肥満傾向児対策の展開
- 健診（検診）の受診率向上のための啓発
- 健診（検診）機会の充実と受診の勧奨
- 受診結果に基づくフォローアップの実施

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	病院群輪番制事業 ① 事業の必要性 夜間等において救急医療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 輪番制方式により、夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広城市町村圏組合	負担金
		休日救急医療連携事業 ① 事業の必要性 休日等において救急医療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広城市町村圏組合	負担金
		歯科在宅当番医制事業 ① 事業の必要性 休日等において歯科診療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における歯科在宅当番医による歯科診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 歯科在宅当番医制の整備により、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広城市町村圏組合	負担金
	(4) その他	救急医療運営事業	大曲厚生医療センター	負担金

第7章 教育の振興

1 教育の振興の方針

本町の児童・生徒数は、少子化の進行により今後も減少していくことから、教育施設の現状や地域の実情を踏まえ、子どもにとって望ましい教育環境の整備と教育水準の向上を促進する。その対策として、基礎学力の定着を図る教育や子どもの個性に合わせた教育の実践など、未来を担う子どもたちを育む取り組みを重点的に推進する。社会教育については、生涯学習を通じた高齢者の生きがいをづくりや子どもたちの体験活動など多様な学習機会の提供と学習活動の拠点となる社会教育施設の機能の充実を図る。また、子どもから大人まですべての町民が年齢、体力に応じたスポーツ活動を楽しみ、充実した生活を営むことができるようスポーツ環境の整備を促進する。

(1) 公立認定こども園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等

イ 幼児教育

幼児教育については、児童福祉・教育・保育施設の充実、幼児教育の充実を推進する。

幼児教育の充実については、幼保連携型認定こども園の環境整備の充実を図るとともに、小学校教育と連携した幼児教育を行う。

ロ 学校教育

学校教育施設については、学校再編により整備した小中学校の維持改修を中心とした、施設の長寿命化と空き校舎の活用を推進する。また、児童生徒の遠距離通学対策と校外活動事業の円滑な運営を図ることを目的とし、スクールバスを計画的に整備する必要がある。

学校教育の充実については、地域環境に根ざした水環境学習や一流芸術文化に触れる体験学習、町内学校間交流、都市交流、農山漁村体験活動を行う。

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

イ 社会教育

社会教育については、町民のすべてが参加し、ともに創り出す社会教育を目指すため、地域の特色を生かした生涯学習講座の充実及び文化・芸術活動の推進に努め、学習サークルの育成とリーダーの養成、町民の教育力の向上、生きがいの開発、学習情報の発信など生涯学習支援体制の充実を図る。また、社会教育施設については、地域活動の拠点としての有効活用を検討しながら計画的な改修・整備に努める。

ロ 図書館

図書館については、読書情報発信拠点として、町民の学習活動を助長するため、閲覧環境を改善し、図書を計画的に整備する。

ハ 社会体育

社会体育については、町民が安全に利用できる施設にするため、老朽化が著しい社会体育施設の改修を行うとともに、自転車、バドミントン競技関連施設の環境整備を行う。また、多様化する町民のライフスタイルやスポーツニーズに対応するため、体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の組織強化の支援を通じ、宿泊交流館を利用した合宿活動の推進と大会等の開催や屋内スポーツ館の利用促進に取り組み、幼児から高齢者まで幅広い年齢層が運動できる機会の充実を図る。

2 現状と問題点

(1) 公立幼稚園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等

イ 幼児教育

教育・保育施設については、幼保連携型認定こども園として3園で幼児教育を行っているが、施設の老朽化に伴い、小規模修繕では対応できなくなっている箇所もあり、大規模な改修工事が必要である。

ロ 学校教育

本町は、平成25年度に学校再編を完了し、3小学校、1中学校で学校教育を行っている。今後は計画に基づいた維持改修を中心に施設の長寿命化を図り、適正な教育環境を維持する必要がある。また、児童生徒の遠距離通学対策と校外活動事業の円滑な運行のため、スクールバスの計画的な整備を図る必要がある。

少子化の進行により、今後も児童・生徒数の減少が見込まれる地域の現状を踏まえ、水環境学習、体験学習、学校間交流、都市交流、農山漁村体験活動など特色ある教育を行い、学校教育の充実を図っていく。

資料7-1 児童・生徒数、学級数の推移

(単位：学級、人)

区 分	平成18年		平成19年		平成20年度		平成21年		平成22年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小 学 校	56	1,122	56	1,093	56	1,073	56	1,048	51	1,025
中 学 校	24	695	25	672	23	615	21	554	21	552
計	80	1,817	81	1,765	79	1,688	77	1,602	72	1,577

区 分	平成23年		平成24年		平成25年度		平成26年		平成27年	
	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数	学級数	児童・生徒数
小 学 校	51	1,006	53	978	45	958	45	934	44	899
中 学 校	21	543	19	539	20	525	20	520	18	497
計	72	1,549	72	1,517	65	1,483	65	1,454	62	1,396

(学校基本調査、各年5月1日現在)

（２）図書館その他の社会教育施設等の整備等

イ 社会教育

社会経済情勢の変化や少子高齢化の急激な進行を背景として、町民の価値観やライフスタイルは複雑・多様化しており、生涯学習や社会教育の果たす役割は益々重要になっている。また、町民一人ひとりが豊かで生きがいのある生活を送っていくためには、幼児期、少年期、青年期、成年期、高齢期など各年代層に応じた社会教育事業を展開していく必要がある。

社会教育の一環である学校支援地域本部事業により、地域住民が自らの体験や知識を子どもたちの教育に活かすことで学校・家庭・地域が一体となる生涯学習社会の実現を目指している。今後はより一層の学習内容の充実や指導者の人材育成に努め、生涯学習の推進体制の確立、安全・安心な社会教育施設の整備充実を図る必要がある。

ロ 図書館

町内の図書施設は、公共施設再編に伴い図書館（学友館）１施設で、計画的な図書の整備や創造的で工夫を凝らした展示レイアウトにより、多くの町民から利用されており、今後もさらに閲覧環境を整備し、蔵書の充実を図る必要がある。

ハ 社会体育

現代における社会環境や生活様式の変化により、生涯にわたって誰もが気軽にスポーツに親しむことができ、心身ともに健康で生き生きとした生活が送れるよう、健康増進と余暇活動を充実させていく取り組みが求められている。本町のスポーツ振興については、体育協会、スポーツ少年団、総合型スポーツクラブ等の組織が積極的に活動を展開しており、今後も活動の強化が図られるよう支援を継続する必要がある。スポーツ活動の拠点となる社会体育施設については、新たに屋内スポーツ館が完成し、屋外スポーツの冬期間利用が可能となったほか、宿泊交流館も完成し、スポーツ合宿などで利用されるよう利用促進を充実させる必要がある。また、老朽化が進んでいる体育施設については、維持補修やバリアフリー化を行ってはいるが、安全性の確保や新たなニーズに対応できるよう今後も整備をしていく必要がある。

3 その対策

(1) 公立幼稚園、公立小・中学校の整備等教育施設の整備等

イ 幼児教育

- 幼保連携型認定こども園による幼児教育の充実
- 施設整備による教育・保育環境の改善
- 小学校教育と連携した教育・保育の充実

ロ 学校教育

- 学校長寿命化事業による適正な維持改修
- 空き校舎の活用
- 児童生徒の個性に合わせた教育の実践
- 基礎学力の定着を図る教育の実践
- 町の歴史や文化、風土や水環境を学び、愛郷心を育む教育の実践
- 食育教育の推進
- 学校交流教育の推進
- 官学連携の推進
- スクールバスの整備

(2) 図書館その他の社会教育施設等の整備等

イ 社会教育

- 安全・安心な施設環境の整備
- 生涯学習講座の充実
- 学習サークルの育成とリーダーの養成
- 文化・芸術活動の推進

ロ 図書館

- 図書情報の提供
- 図書館施設の環境整備
- 気軽に参加できる読書関連事業の開催

ハ 社会体育

- 安全・安心な施設環境の整備
- 世代間交流も含めたスポーツ大会の開催
- 誰もが気軽に楽しめるニュースポーツの関係団体との一体的開催
- 総合型地域スポーツクラブの創設と育成支援
- 宿泊交流館を利用した合宿活動の推進と大会等の開催
- スポーツ団体の活動を支援し屋内スポーツ館の利用を促進

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(1)学校教育関連施設			
	校舎	仙南小学校屋根改修工事	美郷町	
		六郷小学校エコ推進工事	美郷町	
		美郷中学校柔道場新築工事	美郷町	
	屋内運動場	千畑小学校体育館屋根改修工事	美郷町	
	スクールバス・ポート	スクールバス整備事業	美郷町	
	(3)集会施設、体育施設等			
	公民館	公民館施設環境整備事業 吊天井耐震、照明、音響、外壁、防水改修	美郷町	
	集会施設	南ふれあい館環境整備事業 館内照明改修	美郷町	
		中央ふれあい館環境整備事業 外壁塗装改修	美郷町	
	(4)過疎地域自立促進特別事業	特別支援教育支援員配置事業 ①事業の必要性 児童生徒の個性に合わせた特別支援教育の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 特別支援教育支援員を小中学校に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒を支援する。 ③事業効果 特別支援教育の充実により、子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		英語指導助手配置事業 ①事業の必要性 国際理解教育の推進のため、過疎地域においても小中学校からの英語教育の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 英語指導助手を小中学校に配置し、教諭をサポートして児童生徒の英語習得を支援する。 ③事業効果 教育環境の充実により、他地域との格差のない教育を受けることで子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		友好都市等との学校間交流推進事業 ①事業の必要性 友好都市等の小中学校との交流を促進し、将来の美郷を町内外から担う子どもを育成することが重要となっている。 ②具体の事業内容 町内小中学校と友好都市等の小中学校が互いの学校を訪問し、交流することを支援する。 ③事業効果 交流事業の推進により、町の良さを認識し、町の将来を支えていこうとする意識が生まれ町を担う人材を育成するとともに、交流人口の拡大にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		子どもふるさと交流支援事業 ①事業の必要性 学力向上につながる子どもの感性を育てるため体験活動や様々な人との交流を積極的に推進する必要がある。 ②具体の事業内容 町内小学校4年生が町内の宿泊施設に宿泊して、様々な活動の支援をする。 ③事業効果 交流事業の充実により、豊かな人間性を育み自立する力を養うことから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		みさとびと育成プログラム事業 中学生イングリッシュキャンプ ①事業の必要性 児童生徒が外国語や海外の文化に触れる機会が少ないことから国際教育の充実が求められる。 ②具体の事業内容 英語教育の充実及び国際体験の機会の創出を図る。 ③事業効果 外国語や異文化に対する興味関心を高め、理解を深めることで、グローバルに活躍できる人材が育成されることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
	(5)その他	高学年児童放課後対策事業	美郷町	

第8章 地 域 文 化 の 振 興 等

1 地域文化の振興等の方針

本町は、貴重な歴史・文化遺産に恵まれており、先人から受け継がれてきた伝統ある祭り、郷土芸能、民俗行事などの地域文化を守り育てていくため、活動の場や施設の充実、伝統文化の記録保存や啓発など、町民主体による文化活動を支援し、郷土意識の醸成を促進する。また、貴重な有形、無形文化財を後世に伝え、先人の築いた文化遺産の継承と保護を図るための施設の整備を推進する。

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

地域文化の保全については、町指定文化財「坂本東嶽邸」の安全性の確保、国指定天然記念物「千屋断層」の保存観察環境の適正管理のための環境整備を図る。また、郷土の先覚者の偉業を顕彰する施設の整備を図る。

地域文化の継承については、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」などの伝統行事やわら細工品の製作技能を伝承するため、担い手の育成を支援するとともに、映像記録化して後世に伝える。

2 現況と問題点

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

本町には、縄文時代の遺跡である飯詰堅穴群や本堂氏の居城である本堂城跡、六郷氏から始まり佐竹義重公によりほぼ完成された町なみといった歴史的遺産、国指定重要無形民俗文化財「六郷のカマクラ」に代表される伝統行事が残されている。こうした伝統行事やわら細工品の製作技能を伝承するための日常的な地域活動が、人材不足のため停滞傾向にあり、担い手の育成が急務となっている。また、国指定天然記念物「千屋断層」は、露頭観察環境が悪化しており、町指定文化財「坂本東嶽邸」は、建築から約110年が経過し、建物本体の歪み、建物を支える木材の腐食が生じてきており、後世に残していくための環境整備が今後の課題である。そのほか、郷土の先覚者佐藤章の生家の蔵を移築しその偉業を顕彰していく必要がある。

3 その対策

(1) 地域文化の振興等に係る施設の整備等

- 千屋断層の保存観察環境の適正管理
- 郷土の先覚者を顕彰する施設の整備
- 収蔵資料を展示する施設の整備
- 「六郷カマクラ保存会」への助成など地域の伝統行事の担い手育成活動への支援
- 失われつつある技能の伝承と記録保存
- 歴史資料の収集保存と活用環境の整備

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7 地域文化の 振興等	(1)地域文化振興施設等			
	地域文化振興施設	文化財施設整備事業 佐藤家蔵移築工事	美郷町	
		文化財保存施設整備事業 坂本東嶽邸改修工事	美郷町	
	その他	千屋断層保護事業費 千屋断層保存観察施設の整備	美郷町	

第9章 集 落 の 整 備 等

1 集落の整備等の方針

本町の集落は、過疎化や高齢化の進行に伴い、自治活動の低下、さらには自治機能が低下することから、幹線道路の整備や上下水道など住環境の整備とともに、自治活動を活性化するための支援を推進する。また、「みさぽーと」（美郷町住民活動センター）を拠点とした町民と行政の協働参画によるまちづくりを推進する。

（1）集落の再編整備等

地域における自治活動の低下を防ぐため、町民主体の自主的なまちづくり活動や地域内交流活動、地域集会施設の整備に対する支援を継続して行う。また、「みさぽーと」（美郷町住民活動センター）機能を充実させるとともに、地域福祉や生涯学習のボランティア活動、高齢者の生きがいづくり活動等と連携を促進し、町民のまちづくりへの積極的な参画を図る。

2 現況と問題点

（1）集落の再編整備等

本町では、過疎化や高齢化の進行に伴う自治活動及び自治機能の低下が危惧される現状を鑑み、地域活動拠点整備事業、活力ある地域づくり推進事業により、自治活動の活性化の支援を行っており、地域での自主的な活動が定着するなど効果が表れている。また、まちづくりへの積極的な町民の参画、郷土愛の醸成、自治活動や住民活動の活性化を目的に「協働参画のまちづくりに関する基本的な方針」を策定し、協働参画の拠点となる施設「みさぽーと」（美郷町住民活動センター）を設置し運営している。

3 その対策

（1）集落の再編整備等

- 地域集会施設（コミュニティ施設）の整備支援
- 活力ある地域づくり推進事業に対する助成など地域自主活動の支援
- 「みさぽーと」（美郷町住民活動センター）の機能充実とまちづくりへの参画促進

4 計 画（平成28年度～32年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
8 集落の整備 等	(2) 過疎地域自立促進特別事業			
	(3) その他	地域活動拠点整備事業	美郷町	
		活力ある地域づくり推進事業	美郷町	

第 10 章 その他地域の自立促進に関し必要な事項

1 公共施設等の整備の方針

合併後の行政サービス水準の維持・公平性の確保等を目指し、財政の健全化に寄与することを目的に、平成 24 年度末までの環境整備を目標とした美郷町公共施設再編計画が平成 21 年度に策定され、美郷町学校再編計画及び空き施設等活用計画と併せ計画が推進され再編統合が完了した。今後は、計画の中で再編内容を現状のままとした施設や、機能を集約した施設等において、経年による補修・修繕に対処するため、実施時期の偏りによる特定した年度の負担増を避け、費用の平準化・計画的な取り組みにより適正な施設整備を行う。

2 現況と問題点

(1) 公共施設等の整備

各施設を所管する部署において、これまでの補修・修繕に関する記録が整備されておらず、補修に関する管理計画も策定されていないため、施設・設備の耐用年数の延命化や補修を要する施設の優先度が見込めず、故障・不具合の発生に対する修繕が主となっている。

3 その対策

(1) 公共施設等の整備

- 町有資産に係る固定資産台帳による補修時期の把握
- 年度間の費用負担の偏りのない計画的な施設・設備等の整備

4 計 画（平成 28 年度～32 年度）

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項		公共施設等総合管理計画策定事業	美郷町	

計 画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業分

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	(9)過疎地域自立促進特別事業	薬用植物試験栽培事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、休耕田等が増加してきていることから、休耕田等の有効活用により、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 栽培環境に適した薬用植物を選定するため、甘草等の試験栽培を行う。 ③事業効果 薬用植物の栽培により、休耕田等の有効活用につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		生薬栽培団体支援事業 ①事業の必要性 農業従事者の高齢化及び担い手不足により、休耕田等が増加してきていることから、休耕田等の有効活用により、集落の維持及び活性化を図る必要がある。 ②具体の事業内容 栽培技術の確立と流通体制の整備を行い、本格栽培・生産に取り組む。 ③事業効果 薬用植物の栽培により、休耕田等の有効活用につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		新規就農者支援事業 ①事業の必要性 新規就農希望者への情報提供や支援が十分でないことから、就農希望者及び就農初期の経営者に対する支援を行う必要がある。 ②具体の事業内容 新規就農向けホームページの開設や新規就農者の営農継続への支援に取り組む。 ③事業効果 新規就農者向けの情報発信を強化するとともに、営農継続に対して支援することで、担い手の確保・育成につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		本社機能移転促進支援事業 ①事業の必要性 町内で起業する希望が十分になっていないことから、安定した雇用を創出する支援や起業への支援を強化する必要がある。 ②具体の事業内容 本社機能の移転及び企業の誘致に取り組む。 ③事業効果 本社機能の移転及び企業の誘致により、雇用の創出、税収の確保、新たなビジネスチャンス、域内需要の創出を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		移住・仕事支援総合窓口設置事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供等が十分でないことから、ワンストップでのサポート体制の構築が求められる。 ②具体の事業内容 移住希望者に対する「住まい」「仕事」「結婚・子育て」等に関する情報提供をワンストップサービスで行い、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 移住希望者へのサポート体制を構築することで、移住・定住の増加につながることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		U I J ターン者正規雇用支援事業 ①事業の必要性 移住者・定住希望者への情報提供やサポート体制が十分に整っていないことから、Uターン（出身地に戻る形態）、Iターン（出身地以外の地方へ移住する形態）、Jターン（出身地の近くの地方都市に移住する形態）の希望者に対するサポート体制の構築を行う必要がある。 ②具体の事業内容 U I J ターン希望者に対するサポート体制の確立及び定住促進施策による地域の人材の確保に取り組む。 ③事業効果 U I J ターンによる移住・定住希望者への情報発信やサポート体制の強化により、移住・定住人口の増加を図ること で、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		空き家活用型定住住宅・オフィス支援事業 ①事業の必要性 空き家の増加が年々深刻化していることから、空き家を有効活用した移住・定住への支援が求められている。 ②具体の事業内容 空き家を有効活用した住宅整備やオフィスの開設等を支援し、移住・定住の推進を図る。 ③事業効果 空き家を有効活用した住宅整備やオフィスの開設等の支援により、増加傾向にある空き家の有効活用及び移住・定住人口の増加を図ること、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		正規雇用者育成支援事業費補助金 ①事業の必要性 雇用情勢が依然として厳しいため、雇用促進のための対策が必要である。 ②具体の事業内容 町内事業所が中学校、高校、大学、専門学校等の学校を卒業してから3年以内の未就職者を正規雇用した場合、当該事業者に対し、人材育成支援として助成金を交付する。 ③事業効果 若年者の雇用が促進されるとともに、地元就職並びに就業定着が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		観光資源のデータアーカイブ化・活用コンテンツの作成事業 ①事業の必要性 地域資源等を活用した滞在型観光の充実を図るため、観光資源の洗い出しを行う必要がある。 ②具体の事業内容 観光資源の洗い出しと、写真や映像等のPR素材及びスマートフォン等で利用できるガイドアプリの作成 ③事業効果 観光資源の洗い出しやガイドアプリの作成等を行い、魅力ある観光コースを設定することにより、滞在型観光の促進を図ること、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		美郷資源活用型観光創出事業 ①事業の必要性 観光客の誘客を推進し交流人口の増加を図るため、多様な地域資源を連携して活用する必要がある。 ②具体の事業内容 「七滝山」の保全・利活用計画、地域資源の利活用計画の作成及び実行 ③事業効果 「七滝山」をはじめとする地域資源を最大限活用し、環境の維持・保全、交流の拡大を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		公共施設活用型オフィス支援事業 ①事業の必要性 美郷町中央行政センターは、現在町商工会、シルバー人材センター、地元土地改良区へ貸付されているが、地元土地改良区が退出予定の他、建物の未利用箇所が多く、有効活用が求められる。 ②具体の事業内容 中央行政センター指定管理者である町商工会への事業委託により起業支援室を設置するとともに、中央行政センター3階の空き部屋を改装し、起業支援室の整備を行う。また、創業支援塾の定期開催に取り組む。 ③事業効果 公共施設の遊休スペースを活用して起業支援室を設置し、起業や新たな事業分野への進出等を目指した意欲的な個人または法人の創出に繋げることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		起業等総合支援事業 ①事業の必要性 雇用創出に向けた地域内での地場産業の振興や、起業・創業に焦点を合わせた内発的な振興の必要性が高まっている。 ②具体の事業内容 町内で新たに創業し、正規雇用する場合、次の支援を行う。 (1)店舗等の新築等に対する費用の助成 (2)新事業展開時の事業借入金に対する利子補給 (3)町民雇用奨励金の交付 (4)正規雇用人材育成助成 ③事業効果 地域内の開業率を向上させることにより、新たな事業活動による地域活性化を促すとともに、雇用の創出を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
		企業紹介型企業誘致サポーター事業 ①事業の必要性 企業誘致や起業支援による商工業の振興、企業活動への支援による労働・雇用環境改善の必要性が高まっている。 ②具体の事業内容 町内企業等が、町外企業を町に誘致する場合、誘致決定となった際に、紹介した企業へ企業誘致サポート奨励金を交付する。 紹介を受けた企業が誘致決定となった際に、進出した企業に対し、進出に要する経費に対して企業誘致サポート補助金を交付する。 ③事業効果 企業を誘致し、雇用の確保、地域経済の活性化、税収増、人口減少の抑制を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の推進	(11)過疎地域自立促進特別事業	道路長寿命化事業 道路点検（路面性状調査、道路附属物点検調査、道路のり面工・土工構造物点検調査）・長寿命化計画策定・修繕 ① 事業の必要性 老朽化した道路ストックの長寿命化を図り、地域住民の安全な交通を確保する。 ② 具体の事業内容 道路点検調査により町道等の損傷・劣化等を把握し、調査結果に基づき長寿命化計画を策定した上で、長寿命化計画に基づく予防的な修繕を実施する。 ③ 事業効果 道路予防修繕に係る経費の削減を図り、将来にわたり地域の道路網の安全性・信頼性を確保することができることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		橋梁長寿命化事業 橋梁点検・修繕計画・修繕 ① 事業の必要性 住民の安全・安心のために従来の損傷が発生してから対応する対症療法型の管理から、劣化の進行を予測して適切な修繕を行う計画的な予防保全型の管理への転換を行い、道路橋梁の修繕に要するコストの削減を目的とする。 ② 具体の事業内容 老朽化等により点検が必要な道路橋梁の調査を行い、損傷箇所等を確認し、専門家等の意見をもとに修繕計画を策定するとともに計画的に維持・修繕を行う。 ③ 事業効果 適切な点検と評価に基づく修繕を計画的に実施することで橋梁の長寿命化を図り、道路交通の安全性の確保や老朽化に伴う道路橋梁の修繕・架替えに要するコストを大幅に削減できることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		予約制乗合タクシー運行事業 ① 事業の必要性 公共交通空白地域において町民の日常的な移動のための交通手段の確保のための対策が必要である。 ② 具体の事業内容 美郷町地域公共交通活性化再生協議会に負担金を支出して予約制乗合タクシーを運行する。 ③ 事業効果 公共交通空白地域が解消されるとともに住民生活の利便性向上が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町地域 公共交通 活性化再生 協議会	負担金
		防災ラジオ整備事業 ① 事業の必要性 防災等情報の周知伝達手段として、防災行政無線を運用しているが、屋内では聞き取りにくい場合があり、屋内でも情報を確実に周知伝達できる手段を講じる必要がある。 ② 具体の事業内容 エフエム秋田の電波を使用した防災緊急告知ラジオの整備・運用を行う。 ③ 事業効果 防災等情報を確実に周知伝達することで迅速な自助・共助の防災初期対応を促し町民等の安全を確保するとともに、観光や各種行政情報を町内外に発信することで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3 生活環境の 整備	(7)過疎地域自立促進特別事業	水道法適正化推進事業 ① 事業の必要性 簡易水道事業を統合して上水道事業に 一本化し、企業会計を導入して経営の計 画性・透明性の向上を図るものである。 ② 具体の事業内容 簡易水道施設を統合し上水道化を図 る。 ③ 事業効果 経営の計画性・透明性が向上し、水道 事業経営健全化を図り、将来にわたり過 疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		公共施設等解体事業 ① 事業の必要性 有効活用が困難となっている老朽化し た公共施設から生じる生活環境の危険を 防止する必要がある。 ② 具体の事業内容 老朽化した公共施設の解体撤去を実施 する。 ③ 事業効果 生活環境の危険を防止するために有効 活用が困難となっている老朽化した公共 施設を解体撤去することにより、将来に わたり過疎地域の自立促進に資する事業 である。	美郷町	
4 高齢者等の 保健及び福祉の 向上及び増進	(8)過疎地域自立促進特別事業	不妊・不育症治療費助成事業 ① 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、出 生率の向上につながる経済的支援の充実 が必要になっている。 ② 具体の事業内容 特定の不妊治療及び不育症の治療を受 ける夫婦に対し治療費を助成する。 ③ 事業効果 少子化対策として、安心して子を産 み、子育てを楽しみ、子どもが健やかに 成長できる環境整備が図られることか ら、将来にわたり過疎地域の自立促進に 資する事業である。	美郷町	補助金
		子ども医療費助成事業 ① 事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子 育て世帯に対する子育て支援の充実が必 要になっている。 ② 具体の事業内容 秋田県福祉医療費支給事業で所得制限 等により非該当または自己負担の発生す る者に対し医療費を助成する。また、対 象年齢を中学生まで拡大する。 ③ 事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯 の定住環境が整えられることから、将来 にわたり過疎地域の自立促進に資する事 業である。	美郷町	補助金
		ふれあい安心電話事業 ① 事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世 帯及び身体障害者の緊急時の安否確認の ための対策が必要である。 ② 具体の事業内容 急病や災害などの緊急時に簡単に通信 できる電話機を無償貸与し、有事の際、 委託を受けた社会福祉協議会へ緊急通報 する。 ③ 事業効果 一人暮らしの高齢者等の安全・安心な 暮らしを実現できることから、将来にわ たり過疎地域の自立促進に資する事業で ある。	美郷町	

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		軽度生活援助事業 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者、高齢者のみの世帯の日常生活上の軽度な援助を支援するための対策が必要である。 ②具体の事業内容 軽度の生活援助が必要な高齢者が除雪や草刈り等を委託した場合に経費の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の日常生活の負担軽減及び自立生活の支援ができることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		除雪作業援助事業 ①事業の必要性 一人暮らしの高齢者等の、冬期間における安全な生活を確保するための支援が必要である。 ②具体の事業内容 自力で雪下ろしが困難な一人暮らしの高齢者等が、屋根の雪下ろしを事業者等へお願いする際、その費用の一部を助成する。 ③事業効果 一人暮らしの高齢者等の冬期間における日常生活の負担軽減及び自立生活の支援が図られ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		生きがい活動支援通所事業 ①事業の必要性 家に閉じこもりがちな高齢者等の社会的孤立の解消や、介護状態への進行防止等、高齢者が、安心して生活を継続することができるよう施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 町の施設を利用し、教養活動やスポーツ活動等各種サービスを提供する。 ③事業効果 家に閉じこもりがちな高齢者等が、安心して生活を継続することができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		介護用品給付事業 ①事業の必要性 寝たきり高齢者や障害者等が、安心して生活を継続することができるよう、施策を行う必要がある。 ②具体の事業内容 寝たきり高齢者や障害者等を介護している家族に対し、紙おむつ等の現物給付を行い支援する。 ③事業効果 本人及び介護者の経済的、精神的負担の軽減により、要介護者が、安心して日常生活を継続することができ、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		看護師配置事業 ①事業の必要性 少子化、人口減少が進行する中で、子育て世帯に対する子育て支援の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 看護師を子ども園に配置し、園児の健康管理を支援する。 ③事業効果 子育て支援の充実により、子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
		3世代同居奨励支援事業 ① 事業の必要性 安心して出産・子育てができる環境を整えるとともに、高齢者の孤立防止、家庭内での介護の担い手確保を図る必要性が高まっている。 ② 具体の事業内容 新たに3世代同居のため住宅の取得、新築及び増改築工事等を行う者に対し、補助金を交付する。 ③ 事業効果 出産、子育て、介護等を行う環境を整え、人口減少の抑制を図ることで、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	補助金
5 医療の確保	(3) 過疎地域自立促進特別事業	病院群輪番制事業 ① 事業の必要性 夜間等において救急医療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 輪番制方式により、夜間等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広域市町村圏組合	負担金
		休日救急医療連携事業 ① 事業の必要性 休日等において救急医療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における重症救急患者の診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 救急医療体制の整備により、住民の生命が保護され、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広域市町村圏組合	負担金
		歯科在宅当番医制事業 ① 事業の必要性 休日等において歯科診療に対応するための体制の整備が必要になっている。 ① 具体の事業内容 休日等における歯科在宅当番医による歯科診療を受け入れる体制を整備する事業に対し負担金を助成する。 ② 事業効果 歯科在宅当番医制の整備により、安全・安心な暮らしの確保が図られることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	大曲広域市町村圏組合	負担金

自立促進 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6 教育の振興	(4)過疎地域自立促進特別事業	特別支援教育支援員配置事業 ①事業の必要性 児童生徒の個性に合わせた特別支援教育の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 特別支援教育支援員を小中学校に配置し、特別な支援を必要とする児童生徒を支援する。 ③事業効果 特別支援教育の充実により、子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		英語指導助手配置事業 ①事業の必要性 国際理解教育の推進のため、過疎地域においても小中学校からの英語教育の充実が必要になっている。 ②具体の事業内容 英語指導助手を小中学校に配置し、教諭をサポートして児童生徒の英語習得を支援する。 ③事業効果 教育環境の充実により、他地域との格差のない教育を受けることで子育て世帯の定住環境が整えられることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		友好都市等との学校間交流推進事業 ①事業の必要性 友好都市等の小中学校との交流を促進し、将来の美郷を町内外から担う子どもを育成することが重要となっている。 ②具体の事業内容 町内小中学校と友好都市等の小中学校が互いの学校を訪問し、交流することを支援する。 ③事業効果 交流事業の推進により、町の良さを認識し、町の将来を支えていこうとする意識が生まれ町を担う人材を育成するとともに、交流人口の拡大にも寄与することから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		子どもふるさと交流支援事業 ①事業の必要性 学力向上につながる子どもの感性を育てるため体験活動や様々な人との交流を積極的に推進する必要がある。 ②具体の事業内容 町内小学校4年生が町内の宿泊施設に宿泊して、様々な活動の支援をする。 ③事業効果 交流事業の充実により、豊かな人間性を育み自立する力を養うことから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	
		みさとびと育成プログラム事業 中学生イングリッシュキャンプ ①事業の必要性 児童生徒が外国語や海外の文化に触れる機会が少ないことから国際教育の充実が求められる。 ②具体の事業内容 英語教育の充実及び国際体験の機会の創出を図る。 ③事業効果 外国語や異文化に対する興味関心を高め、理解を深めることで、グローバルに活躍できる人材が育成されることから、将来にわたり過疎地域の自立促進に資する事業である。	美郷町	